

平成30年第 1 回定例会

(第 2 日)

平成30年 3 月 9 日

平成30年第1回平川市議会定例会議事日程（第2号） 平成30年3月9日（金）
午前10時開議

第1 一般質問

本日の議会に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（19名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	—	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	教育委員会事務局長	大 湯 幸 男
副 市 長	—	会 計 管 理 者	鈴 木 浩
総 務 部 長	齋 藤 久世志	農業委員会事務局長	佐 藤 千代彦
企画財政部長	須 藤 秀 人	選挙管理委員会事務局長	小田桐 啓 子
市民生活部長	白 戸 照 夫	平川診療所事務長	工 藤 伸 吾
健康福祉部長	小 林 留美子	監査委員事務局長	石 田 善 久
経 済 部 長	西 谷 司	教 育 長	柴 田 正 人
建 設 部 長	木 村 雅 博	農業委員会会長	柴 田 博 明
水 道 部 長	須 藤 俊 弘	選挙管理委員会委員長	内 山 久 人
尾上総合支所長	長谷川 尚 道	代表監査委員	鳴 海 和 正
碓ヶ関総合支所長 兼碓ヶ関診療所事務長	工 藤 久 富	—	—

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	相 馬 昌 幸	主 事	石 岡 奈々子
主幹兼議事係長	長 濱 貴 弘	—	—

午前10時00分 開議

○議長
(齋藤政子議員)

おはようございます。

会議に入る前に、傍聴者の皆様に申し上げます。傍聴席では、議事進行の妨げにならないように静粛をお願いいたします。

ただいまの出席議員は19名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

一般質問の答弁のため、市長、教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、各関係部長等の出席を求めました。

なお、市長席のとなりに総務部長、企画財政部長がそれぞれ席を移動しております。

日程第1、一般質問に入ります。

一般質問の方法については、議会運営委員会において一括質問方式と一問

一答方式の選択制をとっています。

どちらも質問席において行うこととし、質疑応答の時間はおおむね一時間以内とし、会議規則第56条の規定にかかわらず、質問の回数制限を設けておりません。

議員におかれましては、傍聴者や市民の方にわかりやすい質問をお願いいたします。また、理事者においても、同様の答弁をお願いいたします。

次に、発言の許可についてですが、会議規則第50条の規定に基づき、議員は質問席に移動して最初の質問の際は、挙手のうえ議席番号を教えてください。なお、次の質問からは議席番号は省略して結構でございます。

また、特別職を除いた市職員は挙手のうえ職名を告げて、議長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

お手元に配付しております一般質問通告一覧表のとおり、一般質問者は10名であります。

本日は第1席から第5席までを予定しております。

第1席、1番、工藤貴弘議員の一般質問を行います。

工藤貴弘議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

工藤貴弘議員、質問席へ移動願います。

(工藤貴弘議員、質問席へ移動)

工藤貴弘議員の一般質問を許可します。

おはようございます。

ただいま議長より発言を許されました、第1席、議席番号1番、誠心会の工藤貴弘でございます。

先般、当市と友好交流協定を結んでいる台中市を始め、台湾各地へと行政視察へ行ってまいりました。視察の核心部である台中ランタンフェスティバルでは、本市が製作した5メートル級の可搬式扇ねふたが、女子囃子組の奏でる勇壮なねふたばやしとともに多くの市民を魅了し、台中の夜を色鮮やかに染め上げていました。また、3,000個用意された扇ねふたのミニランタンの配布を少しだけお手伝いさせていただきましたが、すべてが行き届いたのかと心配になるほどに長蛇の列が形成され、ここでもまた現地の人々の本市に対する関心の高さを肌身感じた次第です。はにかみながら、たどたどしい日本語で「ありがとう。」と受け取ってくれた少年の顔が、いまもありありと脳裏に浮かび上がります。

それらの様子は、台湾で発行部数第一を誇る自由時報や各テレビ局のニュース映像で大々的に報道され、台湾台中市における本市のPRに一役買ってくれたことと思います。本市でもさまざまなインバウンド対策事業が推進されていますが、それと同時に、今後はアウトバウンドをより意識した施策の展開を図り、台中市と本市の相関的に活発な交流が必要であると改めて学ばせていただいた視察でありました。

前置きが長くなりましたが、それでは通告にしたがいまして順次質問いた

○議長

○1番

(工藤貴弘議員)

○議長
○市長
(長尾忠行)

します。

最初に、長尾市政2期目の運営についてお尋ねいたします。

先般実施された平川市長選挙において、長尾市長は対話と実行、透明性と発信力、公正公平を基本姿勢にしながら、平川らしさの実現に向けて7つのまちづくりを公約に掲げました。結果、多くの市民の理解と賛同を得て、再度当選を果たしたところです。

長尾市長は、この4年間の任期の中でどのようにしてまちづくりを進め、その市政運営に当たっていくのかお伺いします。

市長、答弁願います。

おはようございます。

工藤貴弘議員の御質問にお答えをいたします。

私は市長選の公約に、平川市長期総合プランに掲げる平川らしさ実現に向けて、7つのまちづくりの推進を掲げさせていただきました。2期目の市政運営においては、この7つのまちづくりにより、平川らしさをさらに発展させてまいりたいと考えております。

その主なものについて申し上げますと、1つ目の「子育てしやすきナンバーワンのまち」については、私は1期目から子育て最適の地を目指し、第2子以降の保育料の無料化などの子育て支援に積極的に取り組んでまいりました。2期目においては、平成30年度から中学生までの医療費完全無料化を実施することで、本定例会に係る予算案等を提出しております。また、市役所においては昨年「イクボス宣言」を行ったところではありますが、その趣旨に御賛同いただいた平川市保育連絡協議会に所属する園、法人の皆様が「ホイクボス宣言」をされたところでもあります。ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりに取り組む企業へは、セミナー開催への助成を継続し、子育てしやすいまちづくりを進めてまいります。

2つ目は「住みよさを実感できるまちづくり」であります。移住者への住宅支援であるすこやか住宅支援事業は、29年度の交付実績で36世帯、102名の方が転入しております。好評をいただいている事業でありますので、引き続き実施してまいります。また、弘前大学とともに東洋経済新報社の「住みよさランキング」の分析を進めるとともに、今年度南田中地区で補助実績のあった民間宅地開発事業は継続実施し、移住定住の促進を図ってまいります。

3つ目は「健康長寿青森県ナンバーワンのまち」についてであります。30年度は新たに食生活改善推進員や保健協力員、また3歳児健診に訪れる養育者に対し、塩分測定器とリーフレットを配布し、幼少期からの減塩食への意識付けや減塩の必要性を周知してまいります。また、特定健診で治療、再検査が必要とされた方を確実に治療につなげるため、頸部エコー検査などの取組みを継続するほか、医療機関と連携し保健指導の充実を図り、生活習慣病の重症化予防に努めてまいります。

4つ目は「新エネルギーで環境にやさしいまち」であります。間伐材等を利用したバイオマス発電施設からの廃熱を利用し、昨年、高糖度ミニトマト

の生産が始まりました。今後もバイオマス産業都市構想に掲げるプロジェクトの実現に向け、資源量調査や勉強会を開催するほか、間伐材を搬出する林業専用道の整備、森林資源の維持管理も進め、雇用創出と地域活性化、循環型社会のまちづくりを進めてまいります。

5つ目の「新たな食の産業を創出するまち」では、平川市食産業振興センター「食ラボひらかわ」による6次産業化の推進を継続実施するほか、産直施設、道の駅の機能強化、リンゴ、桃、ミニトマト、高原野菜のブランド力の向上を図り、全国に誇れる地元農産物の販売拡大につなげたいと考えております。

6つ目の「海外に目を向けた観光・交流のまち」については、先般市議会議員9名の皆様に御同席いただいた中、台中ランタンフェスティバルにねぶた、平川女子囃子組とともに出演してまいりました。フェスティバルの様子は現地のテレビ、新聞紙上でも報じられたほか、ノベルティグッズの配布には長蛇の列ができ、インパクトのあるPR活動ができたものと考えております。また、今年は高さ12メートルの新しい「世界一の扇ねぶた」が完成することから、平川ねぶたまつり運行コースとなる平賀駅前通りの無電柱化の早期実現を関係機関に働きかけ、本市の魅力を引き続き強力で発信してまいります。

7つ目の「スポーツで元気なまち」については、新体育館の建設に着手するほか、トップアスリートによる指導教室、市民スポーツデーを引き続き開催し、市民のだれもが、いつでもどこでも気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりを進めてまいります。

以上、公約に掲げた7つのまちづくりについて主な施策を申し上げました。これに加え、第2次長期総合プランの3つの基本目標の実現に向け、施策を積極的に展開してまいります。また、事業の実施に当たっては、財政規律を守りながら、将来の財政負担が過大とならないよう行政運営に努めてまいります。これらの取り組みを重層的に実施しながら、「あふれる笑顔 ぐらし輝く 平川市」を目指し、市政運営を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長
○1番
(工藤貴弘議員)

工藤貴弘議員。

ただいま、長尾市長より2期目の市政運営方針について御説明いただきました。本市を取り巻く状況は依然として厳しいものでありますが、公約に掲げる7つのまちづくり施策を着実に推し進めることで、平川らしい、市民一人一人に笑顔があふれ、市民一人一人の暮らしが輝くまちの実現のために、これまでの豊富な政治経験と県や国との人脈をフル活用され、これからの4年間の市政運営を進めていただきたいと思います。

次に、イクボスについてお尋ねいたします。

昨年1月5日、本市は、市長を始め管理職の方々が、自治体としては県内初となる「イクボス宣言」をいたしました。

イクボスとは、職場でともに働く部下、スタッフのワーク・ライフ・バラ

ンスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、みずからも仕事と私生活を楽しむことができる上司のことを指します。時代とともに向上する労働のあり方に対する意識の変化を背景に、このイクボスの思想は全国の自治体や企業、団体に普及しつつあり、県内でもイクボス宣言をする企業は着々と増えてきているところです。しかしながら、県内で自治体としての宣言は依然として本市のみであり、その取り組みに注目している他の自治体があるとも聞き及んでいるところであります。

そこで、お尋ねいたします。まず、①のイクボス宣言後の事業の取り組みについてであります。

宣言後、本市は、ボスである管理職を始め職員に対して、イクボスの浸透のためにどのような事業を実施したのでしょうか。また、宣言時に市長は、「市内のさまざまな団体や企業などにも広がっていくことを期待する。」と言及されていましたが、市内の企業並びに団体へのイクボス啓発のために、どのような事業を実施されたのかお知らせください。

次に、②のイクボス充実度アンケートについてお尋ねいたします。

このアンケートは、イクボスを推進するNPO法人ファザーリング・ジャパンが、平成28年度までにイクボス宣言をした全国180の自治体を対象に実施したアンケート調査であります。アンケートの内容は多岐にわたるものがありますが、管理職研修や制度改正等について自治体としてどの程度の熱量で取り組んでいるかを、ランキングという指標で把握できるもののようにあります。都道府県、市区町村の部に分けてアンケートは実施されましたが、本市は市区町村の部で回答のあった89の自治体のうち、残念ながら72位という結果となっています。そこで、今回のアンケート結果で下位となった要因をお知らせください。

市長、答弁願います。

○議長

○市長

(長尾忠行)

工藤貴弘議員のイクボス宣言についての御質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、宣言後の事業の取り組みについてであります。市職員に対する啓発といたしましては、今年度の7月26日と27日の2日間で、係長以下の職員を対象としたワーク・ライフ・バランス研修を実施し、管理職のみならず若手職員へのワーク・ライフ・バランスの啓発に努めているところであります。

また、市内企業等への啓発につきましては、イクボス宣言企業支援事業として、イクボス宣言の講師料を補助することとしております。昨年5月26日の平川市企業連絡協議会の総会の場をお借りして説明したほか、市ホームページ及び8月15日発行の男女共同参画情報誌「きあらひらかわ」でも周知を図っているところであります。

第1回イクボス充実度アンケートにおいて、平川市は下位になっているという議員の御指摘につきましては、このアンケートっていいですか、調査は、イクボス宣言をした後に間もなくして行われたアンケートであり、その時点では市職員や市内企業等への啓発をまだ実施していない状況であったため、

下位になったものと思われます。3年に1度実施されるアンケートでありますので、今後は上位に位置付けられるよう努力してまいりたいと考えております。以上であります。

○議長
○1番
(工藤貴弘議員)

工藤貴弘議員。

まず、①のイクボス宣言後の事業の取り組みについて再質問いたします。

宣言後の取り組みとして、職員に対してワーク・ライフ・バランスの充実に向けた研修の実施や、市内企業に対してイクボス宣言企業支援事業による助成を実施し、先ほど市長のほうからもお話ありましたが、今年度の実績としては市内の全保育園、子ども園による全国初となるホイクボス宣言をするとともに、ホイクボス同盟を結成されたということで、市役所の外にもイクボスの輪が広がり始めたということでもあります。研修の実施についても、係長級以下全職員が3時間に及ぶワーク・ライフ・バランス研修を受講されたということですが、こうして職場や職員の間にはワーク・ライフ・バランスの意識が芽生えてきたはずであります。そうした際に、職員の働き方に対する変化も生じたと考えますが、具体的にどのような点が改善されたのかお示してください。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

職員に対しては、研修を通してワーク・ライフ・バランスの充実といった意識改革に大きく寄与できているものと感じております。アンケート結果では、実に8割以上の職員が研修について興味を持ち、理解することができたと回答しております。

加えて、男性職員の育児休業につきましても、今年度初めて1名の取得者があったことや、年次有給休暇の平均取得日数も、平成29年は7.1日であり、前年の6.1日と比較して1日多くなっていることから、休暇を取得しやすい職場環境の改善につながっているものと考えております。

また、イクボス宣言企業支援事業については、本年2月1日に平川市保育連絡協議会に加盟する13の保育園・子ども園が、保育園のイクボス宣言でありますホイクボス宣言を行いました。

このような積み重ねにより、平川市においてイクボスに対する考え方が広まることを期待し、さらなる職場環境の改善に向けて努力してまいりたいと考えております。以上です。

○議長
○1番
(工藤貴弘議員)

工藤貴弘議員。

御答弁ありがとうございました。

続いて、②のイクボス充実度アンケートについて再質問いたします。

今回のイクボス充実度アンケートのランキングが下位となった要因について、宣言後間もない中でのアンケート調査の実施であったとのことでもあります。そうした背景があれば、もちろんその結果もいたし方ないものと理解いたします。それぞれ事情があるのですが、本市より先に宣言しながらもアンケートに回答していない自治体も多数あります。次回のアンケートは2年後に実施されるようではありますが、今回、アンケートに回答する中で幾つ

か改善すべきポイントを発見されたかと存じます。ワーク・ライフ・バランスに資する意識の醸成、啓発、その充実に向けて、今後は具体的にどのように取り組んでいくのかをお示しください。

○議長

市長。

○市長

工藤議員の再質問にお答えをいたします。

(長尾忠行)

アンケート順位を上げる対策についてでありますけれど、引き続き、管理職も含めた職員研修を実施することで、職員のワーク・ライフ・バランスに寄与することや、イクボス宣言企業支援事業の継続に加え、テレワークの実証事業や、庁内広報を作成して職員に情報提供することで、イクボスやワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を図り、各種休暇の取りやすい職場環境の整備に努めていきたいと考えております。

その結果として、男性職員の育児休業取得者が増え、年次有給休暇の取得率上昇が図られ、これらが市内企業全体へ広がっていくことで、市全体としてワーク・ライフ・バランスの充実が図られることを期待しております。

○議長

工藤貴弘議員。

○1番

(工藤貴弘議員)

ただいままでの御答弁により、本市はイクボス宣言後、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて所内での研修や市内企業へ向けての助成など、さまざまな取り組みを実施し、男性職員として初めてとなる育児休業の取得、全国初の試みとなるホイクボス同盟の結成など、この1年余りで数々の実績を残したことを大いに評価できるものと考えます。ボスである管理職の方々も宣言後、ひよっとすればこれまで以上に気をもむ機会が増えたのではないかと想像するところです。現場の実情と働き方改革の実現とのギャップに苦心するボスジレンマという言葉もあるそうです。そのうえではありますが、ワーク・ライフ・バランスの実現のために、ゆるやかであっても着実に推し進めていただきますことを心からお願い申し上げまして、この項目の質問を終わります。

次に、子育て支援についてお尋ねいたします。

まず、①の子育て世代包括支援センターについてお尋ねいたします。

子育て世代包括支援センターとは、安心して子どもを生み育てられるよう、妊娠期から子育て期にわたりさまざまなニーズに対して切れ目のない総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点であります。国により、平成32年度末までに各市町村に設置することが努力義務とされ、本県では鯉ヶ沢町、黒石市の2市町が設置済みであり、本市でも今年度、子育て世代包括支援センター検討委員会を組織し、来年度のセンター設置に向けて当事者、教育、医療等の各関係者・機関と協議を進めてきたところです。

この子育て世代包括支援センターについて、本市における開設日程、その設置場所、具体的にどのような業務を行う施設であるのか、その主な事業内容を、そして、専門的な資格を有する方も含めてどのような人員によって構成されるのか。さらには、本市には子育てをするに当たってさまざまな窓口や施設がありますが、それら既存の子育て支援との違いについて。最後に、

総合的な相談支援の拠点でありますので、保護者等が抱える多様な事情に合わせた各関係機関との連携体制は万全であるのか。以上6点についてお示しください。

次に、②の不妊治療等に関する支援についてお尋ねいたします。

厚生労働省による不妊治療の患者数を示すデータは古く、直近のものが平成14年であり、46万6,900人であると推計されています。一方で、不妊治療の件数や出生数は年々増加しており、したがって、その当時より不妊治療を受ける患者数は大幅に増加しているという見方が大勢を占めるようです。当然、男女ともに不妊の要因を抱えており、その原因は多岐にわたりますが、先天性のもの、後天性のものでは病気によるもの、加齢によるものなどが挙げられます。不妊治療を受ける患者は精神的、肉体的、そして経済的に大きな負担を受けることが問題となっており、国では不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、特に高額な医療費がかかる体外受精などの特定不妊治療に対し支援を施しています。

本市では特定不妊治療費について、その実施主体である県の助成事業対象者に対して上乗せする形で最大20万円と、県内の他市町村と比較しても手厚い助成を行っています。これにより本市でも、平成28年度までの実績では13名の尊い命が誕生し、今後ともぜひ継続していただきたい事業の一つです。

不妊治療に対し格段の理解ある本市ではありますが、その助成は、繰り返しのようになりますが特定不妊治療のみです。一方で不妊治療には、一般不妊治療と呼ばれるものがあります。保険適用となるタイミング療法などもあります。保険適用外となる人工授精による治療も存在します。この保険適用外となる一般不妊治療に対して、その費用を助成する考えはあるのかお知らせください。

また、妊娠はするものの流産や死産を2回以上くり返す不育症と呼ばれる症例があります。この不育症も検査や治療に保険適用外のものがあり、患者は経済的負担にも苦しむところです。この不育症治療についても、その費用の助成を行う考えはあるのかお知らせください。

市長、答弁願います。

工藤議員御質問3点目の子育て支援についてお答えをいたします。

まず、①の子育て世代包括支援センターについてであります。開設日及び設置場所については、平成30年4月当初から平川市健康センターにおいて業務を開始します。主な事業内容は、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行うワンストップ拠点として、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携しながら、妊産婦・乳幼児等の実情を把握し、各種相談・情報提供を行い、より手厚い支援や継続的な支援を必要とする妊産婦や乳幼児、またはその家族を対象に支援プランを策定いたします。

人員については、保健師1名、助産師1名、家庭相談員などの専門職2名、事務職1名の5人体制となります。各地区を担当する保健師とも連携しながら業務を行っていくこととなります。

○議長

○市長

(長尾忠行)

次に、これまでの子育て支援との違いということですが、支援センターは、すべての妊産婦、乳幼児とその保護者等を対象に、助産師や保健師等の専門職が継続的・包括的に状況を把握し見守っていくことができ、切れ目のない支援を提供できることとなります。

次に、②の不妊治療等に関する支援についてであります。

一般不妊治療の中で、保険適用外となる人工授精と不育症等の治療費助成についての御質問であります。本市においてはこれまで、そのような治療に関する相談実績がなく、実態が把握できていない状況であります。

しかし、今後は子育て世代包括支援センターの開設により、助産師等による妊娠期からのサポートが始まります。その中で、様々な相談、意見等を聞く機会が増えると考えております。人工授精や不育症等の実態や、助成が必要かどうかのニーズを把握したうえで、少子化対策としても前向きに検討していきたいと考えております。以上であります。

○議長
○1番
(工藤貴弘議員)

工藤貴弘議員。

御答弁ありがとうございました。

それでは、①の子育て世代包括支援センターについて再質問いたします。

4月当初、つまり1日開設とのことですが、市民に対して当センターをどのように周知していくのかお知らせください。併せて、相談される方のプライバシーの確保について。さらには、その際に子連れである場合も想定されますので、その点の配慮があるのか。最後に、平川市独自の支援策があればお知らせください。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

相談者へのプライバシーの確保や子どもが遊べる場所の配慮については、妊産婦等の相談者専用の個室を設置し、安心して相談できること、目の届く場所で安心して子どもを遊ばせることのできる環境を整える予定です。

平川市独自の支援であります。助産師による産後ケアとして母乳ケア事業を新たに実施し、助産師ならではのきめ細やかな支援を行っていきます。

周知の方法としては、広報誌・ホームページへの掲載、毎戸回覧チラシ、本庁・各支所へチラシを置くこと、妊娠届・出生届時にチラシを渡すことなどを考えております。以上であります。

○議長
○1番
(工藤貴弘議員)

工藤貴弘議員。

子育て世代包括支援センターについて、その事業内容や、ワンストップ拠点としての体制に関して詳細に御答弁いただきました。このセンターには、さまざまな事情を抱えた方が、これまで以上にこのセンターを頼りにして相談に訪れるかと思っておりますので、安心して本市で子どもを産み育てられるように、くれぐれも親身になって問題解決に導いていただきますことを強くお願い申し上げます。

また、一般不妊治療、不育症の助成については、来年度開設のセンターでの相談状況を踏まえて御検討されていくという御答弁でした。子育てしやすいナンバーワンを標榜する本市にあっては、もしこのような相談があった場

合には、ぜひとも我が子を腕に抱くことを強く望みながらもなかなかかえられない夫婦に対し、優しく暖かい手を差し伸べていただきますことも強く要望いたします。

最後に、鳥獣被害対策についてお尋ねいたします。

農林水産省によると、近年の野生鳥獣による国全体の農作物被害額はおよそ200億前後で推移しており、また、東北農政局の資料では、直近が平成27年度のものではありますが、青森県の鳥獣被害は9,700万円と決して見過ごせない額となっています。

本市ではツキノワグマの目撃情報が多く、農作物被害はもとより、場合によっては人に対する重大な被害も強く懸念されるため、その対策については慎重に対応していかなければなりません。近年、本県では明治時代に地域絶滅したと考えられたニホンジカが、本市を含め続々と目撃されるとともに、同じく明治時代に地域絶滅したと考えられたイノシシも昨年深浦町で目撃され、その様子は地元各紙に大きく報じられたことは、皆様の記憶にも新しいかと存じます。ニホンジカ、イノシシの生態をかんがみるに、本市での被害は現状、確認されていないようではありますが、全国の農作物の鳥獣被害の半数がニホンジカ、イノシシによるものである事実から、新たな鳥獣による被害を防止するためにも、将来を見据えた鳥獣被害対策が必要であると考えます。

そこで、お尋ねいたします。

まずは、本市の鳥獣被害の現状を理解するために、本市における過去3年間にわたる鳥獣による農作物の被害状況についてお知らせください。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長、答弁願います。

鳥獣被害対策について過去3年間の状況というところでございますけれど、毎年度、鳥獣による農作物被害につきましては、当市職員が現場を調査し、被害状況を県に報告しております。

過去3年間の被害状況は、平成26年度は総額295万円となっており、主なものとしては、クマによるリンゴの食害が177万円、メロンとニンジンの被害が74万円となっております。

平成27年度の被害総額は332万円となっており、内容としては、ノウサギによるリンゴの新芽、苗木の食害によるものであります。

平成28年度の被害総額は151万円で、内容としては、ノウサギによる新芽、苗木被害が149万円、クマによるニンジンの食害が2万円となっております。以上です。

○議長
○1番
(工藤貴弘議員)

工藤貴弘議員。

過去3年間にわたる鳥獣の被害、農作物、鳥獣別に、そして額もお示しいただきました。

それでは、再質問に移ります。

本市では、平川市鳥獣被害防止計画を策定のうえ、同じく防止対策協議会を設立、そして対策実施隊を組織し、鳥獣被害対策の業務に当たっています。

その実態について、具体的な捕獲方法、出動件数、対応人数についてお知らせください。また、その際の課題についても併せてお知らせください。

○議長

経済部長。

○経済部長

鳥獣被害対策の実態について、私から答弁させていただきます。

(西谷 司)

当市の鳥獣被害対策につきましては、平川市鳥獣被害対策実施隊が主体となって捕獲、駆除活動を実施しているところであります。平成28年度の出動件数は104件で、1件当たり平均約3名で被害防止活動を実施しております。

課題といたしましては、平川市鳥獣被害対策実施隊の平均年齢が62歳となっております。隊員の高齢化が進んでいることから、若い世代の隊員の確保が課題となっております。以上でございます。

○議長

工藤貴弘議員。

○1番

(工藤貴弘議員)

ただいま出動件数、そして、それに当たる人員1件当たり3名、そして、課題としては狩猟者、実施隊の平均年齢が62歳という、高齢化という問題を抱えているようでありました。わな設置による捕獲の場合、非狩猟鳥獣の誤った捕獲等の事故防止のために定期的な見回りが必要であります。野生動物の性質上、わな設置後速やかに捕獲されることは極めてまれであるかと思えます。加えて、本市は山林が面積の7割近くを占め、かつ広大です。鳥獣の生態とともに、こうした地理的条件が鳥獣被害対策実施隊の負担になっているのではないかと考えますが、その実情についてお知らせください。

○議長

経済部長。

○経済部長

(西谷 司)

実施隊の負担となっている部分の御質問でございますけれども、確かに非常に広範囲な森林面積、農地面積を有してございまして、その目撃情報に則した実施隊という、その活動についても、非常に限定的なものとなっているのが実情でございます。ですから今後、実施隊そのものの負担軽減のところについては、やはり何がしかの対策を講じていくべきと認識してございます。以上でございます。

○議長

工藤貴弘議員。

○1番

(工藤貴弘議員)

鳥獣による農作物の被害拡大を受けて、いまICTを活用した鳥獣被害対策に取り組んでいる自治体が増えてきています。日本農業新聞によりますと、箱わなの遠隔監視や遠隔閉扉、かかったら柵が降りると。などについて、ICTを駆使する自治体が42道府県、312市町村あるとのこと。

代表的な事例として、長野県塩尻市では、基地局等を必要としない無線アドホックネットワークによるクラウドシステムを構築のうえ、市内の約600箇所にセンサーを設置し、獣検知センサーではサイレン音やフラッシュ光により鳥獣を追い払うとともに、その検知情報をメールによって地元農家や猟友会に配信しているそうです。また、わなの捕獲センサーでは、わなに鳥獣が捕獲された際に、その検知情報を同じくメールによって関係者へと即時送信することで、迅速な鳥獣の撤去に寄与されているとのこと。これらのシステムの活用により、生息域の把握、箱わなの捕獲状況の確認の負担軽減等、効率的な鳥獣被害対策として一定の効果을上げているところで。

ツキノワグマによる農作物、人的被害への増加が危惧されるとともに、ニホンジカ、イノシシという新たな脅威の足音が聞こえている現況にあって、本市においてもICTを活用した鳥獣被害対策を講じるべきだと考えますが、市としてはこのような技術の導入が、本市の鳥獣被害の実態とその対策の実情に見合うべきものであるのか、その見解をお示してください。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

鳥獣被害は、当市においては近年、ツキノワグマの目撃情報が増加しており、それに伴い鳥獣被害対策実施隊の負担が大きくなっていることは、私も把握しております。

当市におけるICTの取り組みについては、のちほど担当部長のほうから答弁をさせますが、議員から御提案のあった件につきましては、先進的な取り組みを実施している自治体を参考に、国、県の補助制度も活用しながら、今後導入を検討していきたいと思っております。私からは以上です。

○議長
○経済部長
(西谷 司)

経済部長。

当市のICTの取り組みについてお答えいたします。

まず、平成27年度から28年度において、県から県境付近のニホンジカ生息調査を依頼されました。津根川森牧野と、たけのこの里に近い林道の2か所に県からお借りしたセンサーカメラを設置したところ、2か所ともニホンジカは確認されませんでしたでしたが、ツキノワグマの映像が確認されております。

また、今年度においてはニホンジカの目撃情報をもとに、唐竹雑喉沢地区と、金屋自然の森付近の2か所にセンサーカメラを設置したところ、2か所ともニホンジカは確認されませんでしたでしたが、カモシカの映像は確認されました。

このほか、鳥獣の農作物の被害の苦情があった箇所にセンサーカメラを設置したことはございますが、特に実施隊が見回るべきわな付近に設置したというような事例はございません。以上でございます。

○議長
○1番
(工藤貴弘議員)

工藤貴弘議員。

御答弁ありがとうございます。

鳥獣対策を実施する狩猟者の高齢化が進み、そして若手の担い手も減少していると。そうした中であって10年後、20年後ではどうやって鳥獣被害を防止していくのか。本市の場合は狩猟免許取得者に対する支援もございませんし、こうした際に、狩猟免許取得に当たり補助することも、あればまた新たな若い担い手が増えていく可能性はあると思います。こうしたICTの技術導入だけではなく、そうした面でもまた再度検討していただければと思います。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

1番、工藤貴弘議員の一般質問は終了いたしました。

11時まで休憩とします。

午前10時48分 休憩
午前11時00分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第2席、10番、原田 淳議員の一般質問を行います。

原田 淳議員の一般質問の方法は一問一答方式です。

原田 淳議員、質問席へ移動願います。

(原田 淳議員、質問席へ移動)

○議長

原田 淳議員の一般質問を許可します。

○10番

(原田 淳議員)

ただいま議長より一般質問の許可を得ました、第2席、議席番号10番、新風の会の原田 淳です。

長尾市長、2期目の当選、大変おめでとうございます。衷心よりお祝いとお喜びを申し上げます。

長尾市長は「対話と実行」、「透明性と発信力」、「公正・公平」を基本理念に、1期目は「産業で元気」を始め10の元気を公約に掲げ、全力で取り組んできたことを私は見てきました。

新たにまた、2期目の公約として「子育てしやすきナンバーワンのまち」を始め7つの公約を掲げ、さらなる市民の幸せと市政発展のために全力で公約実現に向け取り組んでいくものと信じております。

新風の会では、石田議員とともに一心不乱なく、心を一つに迷うことなく市民の福祉向上と市政発展のために平川市議会議員として最善を尽くしてまいりたいと思っておりますので、長尾市長、これからもよろしくお願いを申し上げます。

さて、2月の1日付で毎戸に配布されました「ひらかわ市民新聞」の第1号、これです。本当にこの新聞は何とも言いがたい、すばらしい。私は読んでいて、自然に笑顔が出てくるような新聞に感じました。平川市広報や平川市議会広報等が発行されておりますが、この市民新聞は身近な話題が何とも言えません。非常に親しみを感じて読むことができ、感動いたしました。最高です。これからもこのような記事と言いましょか、話題を掲載して市民に情報を提供していただきたいと思っております。

市民記者養成講座受講者の皆さん、大変御苦勞様でした。すばらしい創刊号でした。これからも頑張ってください。次回の創刊号も期待しております。

それでは、通告にしたがいまして質問をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

1. 津軽圏域8市町村の医療を担う中核病院構想について。

①津軽地域保健医療圏自治体病院機能再編成推進協議会について。

いま、新聞等で話題になっております津軽圏域8市町村による中核病院構想。弘前市では、その中核病院を中心に同市の地域包括ケアシステムの構築を目指すとしております。

私の記憶が間違っているかもしれませんが、間違っていたなら訂正いたします。中核病院構想については、いまから約8年前、平成22年頃に津軽圏域8市町村の医療部門の会議において黒石市より提案されましたが、その時に

は8市町村で協議がなされなかったとっております。

その後、弘前市と黒石市の2市で協議をいたしまして、さらに、自治体病院のある大鰐町、板柳町と4市町で中核病院を中心としたサテライト構想、サテライトとは衛星です。環境衛生の衛生ではございません。宇宙の衛星です。惑星を回っている衛星を意味しております。このサテライト構想を提案いたしまして、中核病院を津軽圏域8市町村の医療の拠点としていきたいので、当市にも平成24年頃に参画してほしいとの要請があったと記憶しております。その当時は、当市ではテーブルに着くことがなかったと。その後、長尾市長が就任してから、協議に参加したのではないかとっております。

昨年の10月7日、県は、国立病院機構弘前病院と弘前市立病院を統合し新たな中核病院を整備する案を正式に提案いたしました。会議には、津軽圏域8市町村、医師会や自治体病院、民間病院等、約30人が出席したようです。

津軽地域の医療体制については、300から200床の中小規模の病院が併存し、一部病院の病床利用率は低迷していることから、再編やネットワーク化の検討が必要だと。さらに、2次救急輪番の参加病院が減っており、救急医療体制の再構築などを課題に挙げております。18年度の2次救急輪番制については、参加病院の離脱がなく、内科と外科ともに現行の体制が維持されたと聞いております。当市においても、今年度約740万円、来年度726万円ほど事業負担金として計上しております。

さて、中核病院、県の構想は、医師の集約化、増強が図られ、急性期医療、専門医療への対応力の向上を図ること。救命救急センターを整備し、救急医療体制の確保と充実を図ること。さらに、産科医及び小児科医を集約し、小児科医療・周産期医療の充実を図るなどとしております。

出席者からは、県の整備案に前向きに受け止めて検討していくべきであるとの声が聞かれたと。

津軽圏域に中核病院をつくる案が具体化されたことから、弘前市では、圏域8市町村で構成し、休止状態であった津軽地域保健医療圏自治体病院機能再編成推進協議会の議論を再開する方針を示しました。

昨年の10月7日以降、今年度の1月末までに推進協議会が再開されたのかどうか。協議会が再開されたのであれば、その協議内容についてお知らせください。

②地域包括ケアシステムについて。

国立病院機構弘前病院と弘前市立病院の統合による中核病院を中心とした地域包括ケアシステム構築のため、弘前市は同市が整備運営主体となる独自のプランの具体化に向け、1月31日に弘前市議会において臨時議会を招集いたしまして、弘前市地域包括ケアシステム構築のための予算案など2議案が賛成多数で可決いたしました。

地域包括ケアについて、私からあいまいな説明をするより、担当部長から詳しく説明をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます、答弁。市長、答弁願います。

○議長

○市長
(長尾忠行)

私のほうから、津軽圏域8市町村の医療を担う中核病院構想について御説明というか、お答えをいたします。

津軽地域保健医療圏自治体病院機能再編成推進協議会については、議員御指摘のように平成26年3月に設置された協議会ではありますが、設置されてから間もなく、「医療介護総合確保推進法」が国のほうで成立し、各都道府県が将来における地域医療供給体制のあるべき姿を地域医療構想として医療計画において策定されることとされました。

このことを受けまして、この協議会では県の地域医療構想に沿った議論が必要であると判断し、一時協議を休止しているところでもあります。平成27年3月に開催された第2回目の協議会開催以後は、開催されておりません。

なお、地域包括ケアシステムについての御質問につきましては、健康福祉部長に答弁をさせます。

○議長
○健康福祉部長
(小林留美子)

健康福祉部長。

私からは、地域包括ケアシステムについて答弁させていただきます。

地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り生きがいをもって暮らし続けることができるように、医療・介護・予防・生活支援・住まいを一体的に提供する体制のことです。

少子高齢化の進展に伴う介護の人材不足と介護需要の急増という困難な課題に対し、地域住民から医療・介護等専門職に至るまで、それぞれの役割を果たすことにより対応していこうとするものでございます。

厚生労働省では、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を目途に構築を目指しております。保険者である市町村が地域の特性に応じてつくり上げていくことが、このつくり上げていくうえでは非常に大切なことであるというふうにされております。

当市におきましても、第7期平川市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の策定に当たっては、地域包括ケアシステムの推進を重点課題として位置付けております。

今後、専門職が提供する従来のデイサービス等に加え、住民が主体となっていく高齢者のニーズにあった多様なサービスを提供する介護予防・日常生活支援総合事業、医療・介護連携の推進、認知症対策等、地域支援事業を積極的に推進してまいりたいと思っております。

○議長
○10番
(原田 淳議員)

原田議員。

27年3月以降、協議会は開催されていないということでした。昨年10月、さっきも言ったんですけども昨年10月7日に、地域医療懇談調整会議が終了後に、弘前市の市長は、「関係各所との協議を進め、将来にわたって不安のない地域医療体制の構築を図る。」とコメントをしております。

津軽圏域に中核病院をつくる案が具体化されたことから、弘前市は圏域8市町村で構成し、休止状態であった会議を再開する方針を示したと新聞に掲載されていたので、協議会は解散されたのではないかと。されていないのであれば、誠に残念なことです。

中核病院構想、このような重大なことが津軽圏域8市町村でいずれにしろ協議されてきていたわけです。

当市の議員の皆さんは、知っている方も、また知らないという方もいると思います。新聞を見て初めて知ったという議員もいるのではないのでしょうか。市民の方から私たち議員に対して、中核病院の問題はどうなっているのかと聞かれた場合、中核病院構想について知らないとか、聞いていないとか言えないわけです。

このような大きな、重大な問題は、やはり早い機会に議員に対して報告あるいは協議があってもいいのではないかと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

原田議員御指摘のとおり、中核病院構想は本市にとっても重大な問題でございます。ただ、先ほど御説明申し上げましたとおり、いまのところ進展がありませんので、なかなか議員の皆さんに御説明する機会がまだできておりません。今後、進展をする状況に合わせながら、状況に応じて議員の皆様にも御報告をしまいたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長

原田議員。

○10番

(原田 淳議員)

今後報告してまいるということでした。そうしていただきたいと思っております。これだけ新聞紙上で大きな問題となっておりますので、ぜひ私たち議員にもそのことを教えていただければと思っております。

この中核病院構想に8市町村が合意したとしたならば、最終的には議会に議案として、あるいは予算等伴うことであれば議会に必ずかかってくるわけですので、ぜひ議員等に報告、協議をしていただきたいと思います。この件については答弁はよろしいです。

地域包括ケアシステム、先ほど部長が説明していましたが、まさにそのとおりです。厚生労働省は、団魂の世代が75歳以上となる2025年をめどに実現を目指している地域包括ケア、各市町村の地方行政単位で地域別に高齢者を支援するんだと。市長も言っていました。医療介護総合保護推進法の中で、市町村単位での独自の地域包括ケアシステムの構築をなさいとしております。

弘前市は、津軽圏域8市町村の医療を担う中核病院を中心に、弘前市の地域包括ケアシステムの構築を目指す考えのようです。県及び自治体病院のある黒石市、大鰐町、板柳町の首長は、圏域医療を担う中核病院を弘前市の医療福祉のために整備する考えに戸惑いを見せているようです。このことについて、市長の御見解をお伺いいたします。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

県の地域医療構想が示されてからは、関係者である弘前市立病院、国立病院機構弘前病院、弘前大学医学部附属病院と県の4者が協議を進めており、順調に協議が進められているものと理解をしておりました。

中核病院の目指す医療機能としては、複数の診療科や高度な医療機器を備え、急性期医療や専門医療、救急医療への対応力の向上を図るものとしてお

ります。

津軽圏域全体における慢性的な医師不足や盤石な2次救急医療体制の構築などは、中核病院の整備により解決されていくものと理解をしております。

中核病院はまさしく地域医療の中核を担う病院であり、津軽地域全体が現在抱えている課題をいかに解決するかという点を最優先に考えていただければというふうに思っております。

○議長

○10番

(原田 淳議員)

原田議員。

4者で協議をして、最優先に中核病院を考えていくであろうということでした。

弘前市では、2月の15日に「地域包括ケアシステム検討委員会」を設置したと新聞に載っていました。中核病院の機能や運営体制について専門家に諮問するとし、委員会は委員15名で構成し、5月まで月1回程度開催するとしております。県や周辺市町村は、委員ではなくオブザーバーでの参加のようです。

当市では、オブザーバーとして2月15日に出席したのかどうか。したのであればどのような話題、協議をしていたのか、お知らせください。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

弘前市の地域包括ケア検討委員会、1回目の検討委員会が先月15日に開催され、当市からは関係部課長がオブザーバーとして出席をしております。

そのとき、委員からはそれぞれの立場で、地域包括ケアシステムや救急医療の現状と課題、中核病院のあり方をめぐって意見が述べられたというふうに聞いております。

また、オブザーバーで出席された県からは、県が提案した地域医療構想の趣旨の説明があり、弘前市に対して、中核病院の財源など検討すべき各種項目を次回の会議で示すように要望されたというふうに報告を受けております。

○議長

○10番

(原田 淳議員)

原田議員。

確かに、県は弘前市に対して、病院整備の財源や津軽圏域の医療提供体制についても検討するようというように県から要望があったということ聞いております。

津軽地域保健医療圏自治体病院機能再編成推進協議会が開催されていないとのことであります。推進協議会、自治体病院機能再編成となっています。当市の場合、病院ではなく診療所があります。内科と週1の整形外科の外来診療が行われています。

冒頭言いましたが、津軽圏域8市町村での中核病院を中心に、各市町村の病院、診療所等によるサテライト構想、当初、当市に参画を要請してきたときには、サテライト構想が協議なされておりました。その後、このことが協議されてきたのかどうか、気になるところでございます。

いずれにいたしましても、遅かれ早かれ、中核病院は津軽圏域8市町村の医療を担うために建設されるものと信じております。中核病院におけるサテライト構想も構想の一つであると考えており、各地域の医療の充実を図って

いくためにも、サテライト構想の要望が出てくるのではないかと考えております。

当市においては当初、サテライト構想を要望していくべきと。当市においてもぜひ、このサテライト構想を要望していくべきと考えますがどうでしょうか。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

サテライト構想につきましては、弘前圏域定住自立圏連携施策検討会議において議論されたものであり、その後、津軽地域保健医療圏自治体病院機能再編成推進協議会に引き継がれた項目であります。

先ほども申し上げましたが、この協議会は休止状態であるため、サテライト構想については議論するに至っていないのが現状であります。この協議会において、サテライト構想の議論があった際は、市としても意見を述べてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、この協議会の今後の推移を注視していかなければならないと考えております。

中核病院に関しましては、もう議員御指摘のとおりでございまして、圏域8市町村の医療の中心となるべき中核病院でありますし、圏域の抱えている2次救急や専門医療、あるいは医師の育成確保等につきましては、この中核病院構想の中で、県の提示された地域医療構想の中で実現されていくのがよろしいのではないかとこのように私は考えております。以上です。

○議長

○10番

(原田 淳議員)

原田議員。

このサテライト構想ですけども、いずれこの中核病院の話が持ち上がってきたときには、このサテライト構想をぜひ当市においても要望していただきたいと考えております。

当市においては、常に市民の医療確保のために、また、市民が希望する、要望する診療行為確保に対して最善を尽くしていくべきと考えております。診療所の利用の仕方と言いましょか、診療所の診療行為の方向性に対しての要求と言いましょか。

例えば、当市の診療所において、小児科、耳鼻科、産婦人科等の外来診療を週1日でもいいので診療ができるよう要望していただきたいと。もし、そのサテライト構想があったならば、私はそう考えております。可能性があることですので、常にこのような構想、診療行為等について市で考えておく必要があると考えておりますが、市長の考え方をお聞かせください。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

当市にない診療科目に関しましては、これは議員御指摘のとおりであるというふうに思いますし、さまざま御提言を受けながら、これから構想の中で考えていかなければならないと考えております。

ただ、小児科や婦人科等に関しましては、もう全国的といえますか、この津軽地域の中でも医師が不足している状況の中で、平川市にできるかどうかというのは、これはなかなか難しいところはあるかと思いますが、せつか

○議長
○10番
(原田 淳議員)

く御指摘いただきましたので、サテライト構想等に関する議論が進んだ中であっては、私どもの意見も述べさせていただきたいというふうに思っております。そういうことを踏まえながら、3年前に整形外科は弘前大学のほうにお願いをして、週1回でありますけれども来ていただくようにさせていただいております。

原田議員。

この中核病院について、最後に、東奥日報の東奥春秋に掲載されていたことを紹介いたします。あくまでも東奥日報の方が言っているのです。

この記事には見出し、「殿様の血」という形で載ってました。「弘前市が地域包括ケアを構築する」という。厚生労働省によると、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援を一体に提供する仕組みだという。高齢化が進む中、時宜を得た取り組みと言える。ただ、弘前市のケースでどうしても理解できないことがある。この市独自のシステムを実現させる手段として、津軽圏域8市町村の中核病院を市が主体でつくるという。中核病院はもともと等しく8市町村の住民の救急救命のためのものである。なぜ急に、弘前市のためのケアシステムがらみなのか。結果的に、時間が長くかかる可能性もある。市政について考えるフォーラム『市民カフェひろさき』を主宰する同市の弁護士の小田切さんは、『システムと中核病院は論理必然的な結びつきがない。8市町村の住民の命を救うための喫緊の課題に対する手当てがいたずらに遅れてしまう。』と指摘しています。

その後云々かんぬんと、ちょっとここまでは言いませんが、中核病院構想は、いま言ったように津軽地域全体の医療を担う機関であると考えていることから、一日も早く津軽地域保健医療圏自治体病院機能再編成推進協議会を開催していただきたいと思っております。以上で、この件については終わります。

2. 十和田火山噴火について(火山防災対策)、①十和田火山による避難計画策定について。

1月23日午前9時59分ころに発生した群馬県の草津町の草津白根山の噴火、噴石が火口から1キロを超えて飛散したことが確認されており、上空から降り注いだ噴石がスキー場で訓練していた陸上自衛隊、三沢市出身の方が亡くなり、11人が重軽傷を負いました。居合わせた人たちはどれほど恐ろしい目にあっただかは、想像するに余りあります。

草津白根山は、気象庁が常時監視し活動状況に応じて噴火警戒レベルを発表する全国38の火山のうちの一つです。青森県では岩木山も38の火山のうちの一つです。

記憶に新しいところでは2014年御嶽山の噴火。この噴火被害を受け、政府は2015年に改正活動火山対策特別措置法(活火山法)を施行しております。また、草津白根山を含む全国49の活火山の周辺自治体や観光施設に、登山客や住民の避難計画をつくるよう義務付けているようです。全国の49の活火山

には、本県では岩木山、八甲田、十和田、恐山の4つが含まれており、岩木山では1863年に噴石を伴う小規模な水蒸気噴火、1978年に活発な噴火活動を確認しています。

十和田火山では、過去に少なくとも8回爆発的な噴火があったと。直近となる平安期の915年の噴火は、日本列島で過去2000年間に起きた最大規模のもので、火山灰は仙台市まで降り、火山泥流は秋田県を通り、日本海にまで達したことがわかっているそうです。

全国の活火山、十和田火山の周辺の自治体における避難計画をつくるよう義務付けられているようですが、当市の場合には周辺自治体に該当しているのかどうか。該当しているとすれば、避難計画を策定しているのかお聞かせください。

②東部地区への市の対応について。

1月23日、草津白根山が噴火。偶然にもその日の午後、十和田火山防災協議会が十和田湖湖畔休屋において、湖畔の住民に呼びかけをいたしまして30人ほど集まって協議会が開催したと報道されておりました。

出席者には、24日に公表予定の災害想定影響範囲図、ハザードマップが配布され、また、資料の中には「いまは、静かに見えますが、十和田火山は将来必ず噴火します。」と衝撃的な文言があったとしております。

十和田火山大規模噴火時には、半径30キロ圏内に火砕流などが発生すると予測をし、火山泥流を含むと青森、秋田、岩手の3県30市町村に影響が及ぶおそれがあると推定しております。関係する人口は約135万人に上るようであります。

大規模噴火において、当市の市役所周辺も影響範囲とし、東部地区においては中規模噴火ですら影響範囲に含まれております。

十和田火山防災協議会委員の秋田大学院の林教授は、「十和田火山は日本の他の火山より大きく、巨大噴火が起こらないとは言い切れません。人間は火砕流に向かうことはできず、助かるには逃げるしかない。噴火前には地震や地殻変動といった前兆があり、十分予知できる。十和田火山は温泉やガスが出ている場所がなく、水蒸気噴火の心配はあまりしていない。」と言っておりますが、国道102号線沿いの温川では、国道のすぐ近くに温泉が自噴しています。国道から手を伸ばせば自噴している場所に手が届き、この自噴している温泉を温川地区で利用しています。やけどするほど熱いわけではないが、かなり熱いと記憶しております。十和田火山の噴火とは関係ないかもしれませんが、気になるところでございます。

さて、当市の東部地区、十和田湖により近い8つの集落が点在し、約200世帯460人が暮らしています。今回のハザードマップで中規模噴火が起きた場合、集落のほとんどが火砕流に飲み込まれてしまうようです。

ハザードマップが公表された時点で、市では東部地区に出向いて行き、避難計画はできていないとしても、地域住民の声をどのような話でも聞くだけで、「役所で来てくれた。私たちのことを心配をしてくれているのだ。」とい

う、地域住民に寄り添うことにより安心感を与えることができ、また、不安を取り除くことができるのではないかと考えています。

マップが公表されてから、市では東部地区に対してどのような対応をしてきたのか教えていただきたいと思います。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

原田議員御質問の、十和田火山噴火についての御質問2点についてお答えをいたします。

(長尾忠行)

まず、十和田火山に対する本市の避難計画策定に向けた現状についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、平成27年改正の活動火山対策特別措置法では、市町村に対して、火山防災協議会での協議を経た避難計画等について、地域防災計画への記載を義務付けており、併せて、警戒避難の確保に必要な火山防災マップの配布等による周知義務が課せられました。

この規定は、国が指定する火山災害警戒地域に対しての義務付けであり、現在は、十和田火山防災協議会を構成する本県の十和田市、秋田県の鹿角市と小坂町のみが指定されている状況です。このため、本市においては、作成が義務付けられていないのが現状であります。

この協議会では、国や県等の関係機関と共同で噴火警戒レベルの設定や避難計画の検討、火山防災マップの作成等を行うこととしており、本年1月に、これらの基本となる火山災害想定影響範囲図が公表されたところであります。このため、指定自治体においても、避難計画の策定等については今後の対応とされております。

次に、2点目の東部地区への市の対応についてであります。

議員御指摘のとおり、公表された内容では、大規模噴火の場合は全市的に火砕流や降下火砕物の影響を受けることが想定されており、特に東部地区においては、噴火の影響を最も受けやすい地区の一つとされております。

このため、今後の避難計画の策定や周知等、警戒避難体制の整備を進めるに当たっては、東部地区を始め、各地域における住民の日中や夜間の生活実態を把握しておくことが重要であると感じております。

現在、十和田火山防災協議会では、国の指定を受けていない自治体においても、火山災害想定影響範囲内に含まれる場合、平成30年度からは協議会に参画し共同で防災対応の検討ができるよう手続きを進めているところであります。

本市においても、協議会への参画が正式に決定し関係機関との連携が期待できる状況となった場合には、住民説明会等を開催いたしたいと考えております。また、今後については国や県、また、地元町会等とも連携しながら、具体的な避難計画の策定を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長

原田議員。

○10番

十和田火山防災協議会にはうちのほうでは入っていないと。それはわかっています。それで、さらに当市においては避難計画は義務付けられていない

(原田 淳議員)

ということでした。30年度から、もしかすればこの周辺自治体に入る可能性があると。それで協議して避難計画をつくっていきますよということです。わかりました。

私、2月3日に東部地区へ行ってきました。町会長や地域住民とお話をしてきました。ちょっと遅れたんですけども、選挙がありまして遅れたんですよ。町会長は、「橋の崩壊等により各集落が孤立し、連絡等がつける手段がなくなった場合、どうしたらいいのか。」と心配しておりました。また、「東部地区で防災訓練を行ったが、防災ヘリが離着陸しなかった。旧葛川小・中学校のグラウンドでは狭すぎると聞いているので心配だ。」と。「防災ヘリが離着陸できるよう、グラウンドの周りの木や小屋などを撤去するなどしてはどうか。」とも言っておりました。ただ、県警ヘリ、ドクターヘリは離着陸可能と聞いているそうです。

防災ヘリの離着陸は、旧葛川小・中学校のグラウンドでは無理なのでしょうか。無理だとしたら、何が原因なのかお知らせください。

○議長
○総務部長
(齋藤久世志)

総務部長。

原田議員の御質問にお答えいたします。

議員御質問の旧葛川小・中学校への県防災ヘリしらかみの離着陸につきましては、県防災ヘリの場外離着陸場の条件を満たさないことから、現状では場外離着陸場には指定されておられません。この場外離着陸場は、航空法に基づき、一定の条件を満たした場所で国土交通大臣の許可を得ることにより、離着陸を行うことができますのものであります。

一方で、捜索や救助を要する緊急時においては、特例規定により、パイロットが安全性を確認できた場合、指定場所以外への離着陸を可能としており、東部地区においては、旧葛川小・中学校及び旧小国小・中学校のグラウンドにおいて、離着陸ができる体制としているところであります。

緊急時はこのほか、空中からのつり上げ救助等の活動も行われる場合もあり、天候や現地の被災状況等を総合的に判断したうえで、応急活動が実施されることとなります。以上でございます。

○議長
○10番
(原田 淳議員)

原田議員。

緊急時には、パイロットが降りていってあげるというようなことは可能だということのようです。

そのようなことを、やはり出向いて、東部地区の方に直接お話したほうが本人たちが非常に安心するというか、そういうことも考えられますので、これからはそういう形で東部地区に出向いてお話をさせていただきたいと思っております。

地域住民の方は、「噴火するわけがない。」と。「噴火すれば、ただ家の中にいるだけだ。家の中で死んでしまうかもしれないが仕方がない。」と、半ばあきらめ気味でした。

空からの災難は、往々にして突然我々に襲いかかります。地上にいては、逃げることも避けることもできない場合があると思います。災害を最小限に

食いとめるためには、最悪の事態を念頭に置きですね、最善の対策をしていただきたいと思っております。

6日の日の新燃岳が噴火いたしました。新燃岳の近くの小学校だと思えます。通学時に全員同じヘルメットをかぶって、同じ防災マスクだと思うんですよ。かなり厚いマスクをして通学していたのがテレビで放映していました。多分、ヘルメット、防災マスク等を行政で配布したのではないかと思っております。当市においても、そのようなことも想定して最善の対策を、防災計画を立てていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、これから県等と協議をいたしまして、ハザードマップを作成していくものと思っておりますが、東部地区の地域住民の方々とも十分に協議をして避難計画をつくっていただきたいと思っております。このことについてはこれで終わります。

次に、3. 県道吹上金屋黒石線の交通安全施設整備事業、町居地区の整備進捗状況について。

県道吹上金屋黒石線の道路拡幅工事でございますけれども、県の事業なので、市に対して質問すること自体が理に合わないことは重々わかっています。私の質問に対して、市で知っている限り、また答弁できる範囲でいいので教えていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

新館町会にある平賀東中学校と町居町会にある平賀東小学校を結ぶ、幹線道路となる県道吹上金屋黒石線は、2つの学区の通学路でもあり、バス路線にもなっているものの、道路の幅員が狭く歩行者は非常に危険な状況にあります。冬期間はさらに、除雪で路肩に寄せられた雪により車の交差さえ難しいものとなっております。

東中学校及び東小学校付近は事業が完了しているものの、未整備区間である東中学校から町居町会中心部の交差点までについては、学校の保護者、町会、道路を利用する市民の方々から早期の整備が強く望まれております。

本道路のこれまでの整備状況及び現在行われている未整備区間の事業概要、つまり整備延長、計画道路の幅員、歩道の幅員、用地補償件数、この区間の整備進捗状況と計画完成予定年度を、わかれば教えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

御質問の県道吹上金屋黒石線交通安全施設整備事業、いわゆる町居区間の整備進捗状況について御説明を申し上げます。

(長尾忠行)

議員御質問の県営事業であります県道吹上金屋黒石線交通安全施設整備事業の進捗状況ですが、整備済みであります平賀東中学校付近の延長590メートル区間については、平成17年度に完成し、平賀東小学校付近の延長320メートル区間については、平成23年度に完成しております。

また、未整備区間であります東中学校から町居交差点までの町居工区については、全事業費7億円、延長790メートル、車道幅員6メートル、歩道は片側設置で、幅員2.5メートルでの整備計画となっております。

町居工区については平成26年度から事業に着手しており、現在、測量設計が完了し、地権者との用地交渉を進めているところでありますが、対象者43名のうち契約済みが8名で、今年度末での進捗率は全体事業費の25%となる見込みとのことであります。

なお、事業完了については、当初、平成30年度を予定しておりましたが、予算の配分状況が思わしくなく事業の進捗が遅れていることから、現在、事業期間の延長について計画の見直しを行っているとのことであります。

○議長
○10番
(原田 淳議員)

原田議員。

わかりました。予算がつかないということで完成年度が遅れているというのは前々から聞いていました。少ない予算だということで聞いていました。

いまでも毎年、県知事と県内10市の議長との懇談が行われていると思っております。各議長からの要望等を知事が聞いて、要望に対して知事あるいは部長等が答弁してくださっております。

平成24年度において、前議長の田中さんは、「知事へいままで、大浪バイパスの柏木町にありますコスモガソリンスタンドから旧道の吹上、高畑の県道の拡幅を何年もお願いをしているが、一向に県の動きがない。」と、私がそばで聞いていましたが、かなり強い口調で言っていたことを覚えております。

この吹上高畑線の拡幅についてはかなり無理があるのではないかとということ、前議長の田中さんと私と事前に話し合いをしておりました。

じゃあ、一部未整備区間のある県道吹上金屋黒石線の早期着工をお願いしてみてもどうか、ということになりまして、前議長の田中さんがこれまた強く知事へお願いしたところ、たしか翌年の25年の春に、仮くいかどうかわかりませんが、くいが打たれておりました。

この道路拡幅工事に対して、用地補償対象者が反対している方はいないように聞いております。関係する地域住民はもちろん、東中学校、東小学校へ通学している児童生徒の家族は、安全のためにも一日も早く工事を終了してほしいと思っていることでしょう。

市長からも、知事に会う機会があれば、ぜひ早い機会に工事を終了していただきたいとお願いをしてもらえないでしょうか。どうでしょうか、市長。これで終わります。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

議員御質問のこの吹上金屋線、特に町居十文字までは長年の課題でございまして、いままでもさまざまな機会を通しながら県のほうに要望してまいりました。知事への重点要望事項として位置付けながら、事業着手、早期完成に向けて、整備促進を図っていただくよう要望もしてまいりました。

知事への要望は市民からの声を届ける重要な機会でもありますので、来年度も市の重点要望事項として、事業の早期完成に向けて要望してまいりたいと考えております。

先ほど議員お話がありました吹上高畑線ですか。ここに関しても県のほうの了解を得たんですが、地権者の反対がありましてなかなか進んでいません。

ただ、町居十文字までに関しましてはほぼ了解を得ておりますので、あと県のほうの予算がつくのを待つばかりでございます。

ただ、平川市内では県道の整備事業、ほかのところもかなりやっております、他の自治体よりかなり配慮してもらっている関係もありまして、一つのところにだけ重点的にということはなかなか難しい状況にあるということも御理解いただければというふうに思います。

○議長

原田議員。

○10番

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

(原田 淳議員)

これで、私の一般質問を終わります。

○議長

10番、原田 淳議員の一般質問は終了しました。

昼食等のため、13時まで休憩といたします。

午前11時57分 休憩

午後 1 時00分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第3席、6番、佐藤 保議員の一般質問を行います。

佐藤 保議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

佐藤 保議員、質問席へ移動願います。

(佐藤 保議員、質問席へ移動)

○議長

佐藤 保議員の一般質問を許可します。

○6番

(佐藤 保議員)

それでは、3席、議席番号6番、誠心会、佐藤 保の質問に入らせていただきます。午後一番の質問ということで、皆様、眠気を催さないように努めますのでよろしくお願いいたします。

さて、今年も3月11日がやってまいりました。7年目になります。昨年、平成29年も多くの自然災害が日本列島を襲いました。

さて、市政の果たす一番優先すべきは、市民の安全と安心の確保であることは、どなたも異論はないはずでございます。

通告に従いまして順次質問させていただきます。

1つ目、新庁舎・体育館の防災拠点機能についての質問になります。

その1つ目、長尾市長2期目の「市の安全・安心」についてお伺いします。

一言で安全・安心という言葉でありますけども、市政におきましては多岐にわたり、市政業務のすべてがこれに集約されるかと思えます。ここでは、市民の命にかかわる防災面での安全確保のお考えをお知らせください。

2つ目、各施設の防災拠点機能と県・国との連携についてお伺いします。

新庁舎や体育館、また陸上競技場、ひらかドームの集中した施設は津軽地域には類を見ない両防災拠点となり得ます。これらの事業を進めるに当たって、県や国との大規模災害を想定した体制づくり、あるいは施設や機材等の打ち合わせ等があるのか、今後の予定についてお知らせください。

3つ目になります。近隣市町村への施設提供についてであります。

道具や施設は使って、使いこなしてこそ評価が出てまいります。完成しましたら日常の大会やイベントに空きがないほど使っていただければと思います。

よい設備をつくれれば市民はもとより、その利用者は近隣市町村にも及びます。日常はもとより広域災害時の近隣市町村への施設提供について、御見解をお知らせください。以上、よろしく願いいたします。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

佐藤 保議員御質問の新庁舎・体育館の防災拠点機能について、3点についてお答えをいたします。

(長尾忠行)

まず、市の安全・安心についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、安全・安心とは市政全般にわたることであり、行政の根幹ともいうべき重要な課題の一つであります。特に、防災面での安全・安心につきましては、市民の生命財産に直接かかわることであり、さまざまな施策において常に意識すべきことであるものと認識をいたしております。

本市の防災対策を取り巻く背景には、近年多発傾向にある土砂災害や河川氾濫等の豪雨災害、また、津軽山地西縁断層帯の存在により直下型地震の発生が懸念されている点など、さまざまな災害環境を抱えている現状があります。

このような状況から、自助・共助・公助が一体となった防災体制の強化を図るため、新本庁舎を市災害対策本部を構える防災拠点に位置付け、また、建設予定の新体育館につきましては、地域防災拠点施設として最大限に活用するなど、新たな防災体制の整備を推進しているところであります。

また、本年9月にはひらかドームを中心に青森県総合防災訓練が実施されます。本訓練では、県の支援を受けながら、今年度本市で実施した避難所設置・運営訓練をより実務的かつ市民目線で行うため、総合的避難所訓練の実施も予定しております。

今後におきましても、災害時の応急活動において、市と地域住民及び関係機関との連携がこれまで以上に発揮できるよう、本市防災体制の強化を図ってまいりたいと考えているところであります。

2点目の各施設の防災拠点機能と県・国との連携についてであります。

大規模災害時において、地域防災計画に基づき、本庁舎に市災害対策本部が設置され、国や県の関係機関との調整の中、防災関係機関や関連事業者等との連携した応急対策が行われます。また、被害の状況によっては、国や県から直接的に連絡調整員が派遣され、常駐していただく場合も想定されます。

本庁舎周辺の各施設につきましては、まず、ひらかドームにおいては広域防災拠点としての位置付けから、警察・消防・自衛隊等の活動拠点、また、国や県を介した救援物資の保管場所としての機能を持たせております。

また、新体育館においては、以前より御説明のとおり、常備消防と連携した消防団の活動拠点や指定避難所等、市民に向けた応急活動の拠点としての機能を位置付けたところであります。

その他、隣接する陸上競技場では、今後、ヘリコプターの場外離着陸場としての指定を予定しており、防災ヘリコプター等による外部応援等の拠点としての機能が期待されているところであります。

大規模災害時においては、このように国や県との連携の中において、本庁舎による災害対策本部を中心に、新体育館の周辺一体を地域防災拠点として有効に活用していくこととしておりますので、御理解をいただきます。

次に、3点目の近隣市町村への施設提供についてであります。

大規模災害時においては、近隣市町村等においても同じく被災するおそれがあり、そのような事態においては議員御指摘のとおり、近隣市町村への施設提供も含め、状況に応じ他自治体と連携しながら、相互に被災者の受け入れ等を行うといった支援体制が重要になるものと考えております。

東日本大震災では、市町村の区域を越える被災住民の移動及びその受け入れが必要とされましたが、そのような事態を想定した備えが十分でなかったことから、受け入れ側の自治体による支援の開始まで時間を要したとの報告も伺っております。

この事態を踏まえ、災害対策基本法の一部が改正され、広域避難において円滑に支援体制が実施できるよう、新たに被災住民の受け入れ手続きや都道府県・国による調整等に関する規定が盛り込まれたところであります。

また、本県においては、災害時に県内市町村間でさまざまな相互応援が円滑に実施できるよう、平成18年度より「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」も締結されております。

今後におきましても、国や県と連携を図りながら、相互応援協定の中で柔軟に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

佐藤 保議員。

○議長
○6番
(佐藤 保議員)

長尾市長1期目は大きな災害もなく、直撃するであろうと体制を整えていたのになぜか平川市を迂回する台風が多かったように思います。準備万端、そう整えたその後の肩透かしを食った長尾市長、ちょっと失礼な話ですけど、そのときの御感想はいかがですか。要は市職員挙げての体制づくり、終わった後、無事通過したということなので、そのときの市長の心境等をお知らせいただければと思います。よろしく願いします。

市長。

○議長
○市長
(長尾忠行)

あらゆる災害を想定した備えをしておくというのは非常に大事なことであり、というふうに思っておりますし、それは私のみならず市職員もその対応を常に心がけております。

何よりも、まず災害が起こらないことが第一でありまして、だからと言って行政の力で災害を回避できるということではありません。ですから、災害が起こらないに越したことはありませんけれど、万が一を考えての対応といえますか準備は、備えはしていかなければならないということでもありますので、肩透かしを食ったというふうなことではなくして、まずは災害に直面しなかった、大規模な災害に直面しなくて、市民の皆さんが被害に遭われなく

○議長
○6番
(佐藤 保議員)

てよかったという、それがまず第一の感想といたしますか、考え方であります。

佐藤 保議員。

かつて平川市を直撃しましたリンゴ台風を思い出しましょう。備えあれば憂いなしでございます。2期目も万全な体制で、特に防災面の諸計画、マニュアル等は眠らせておかず、机上、実動訓練を行い、常に最新のものにするよう職員の方に御指示願えればと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、2つ目の再質問になります。

陸上競技場は申請をするということでありまして。丸にHのマークがついてヘリポート。進入角度からして、申請は即通るものと思います。

ドーム・体育館は被災者・救助隊への提供。庁舎は対策本部。おまけに給食センターは米飯仕様であります。ワクワクするような位置関係でありますね。そういうことであります。

いずれ、消防防災。先ほど十和田噴火の質問もございました。現在、消防防災は係長制になっております。県・国・他市町村との連携、庁舎内の安全、危機管理を含め、課長制のお考えはないでしょうか。設備も充実しますし、維持管理を含め、老婆心ながら提言させていただきます。これについては、質問の回答はいりませんが、そういう要望がありますということで申し上げておきたいと思っております。もう少し市の防災体制、整えていただければという感じでありました。

続いて3つ目の質問、近隣市町村への施設提供について。

ここで私たちが留意すべきは、これらの施設は合併特例債や緊急防災・減災事業債という国からの補助でつくるものであります。近隣市町村への提供がある程度義務付けられているのではないかと感じます。

慣れ親しんだ元号の平成もあと一年。平成の合併で平川市は生まれました。国の財政事情から見れば、次の合併も必ずあると見ております。

ところで、市庁舎の三角庁舎はそれを意識して決定したのではないかと私、個人的な見解です。近隣市町村を見ますと、庁舎建設で悩んでいる近隣市町村のある中であって、三角庁舎はまさにそれを意識したような決定に受け取るわけでありまして、市長、三角庁舎の決定のどごはちょっとどうでしょう。私は、角を取って三角にしたんじゃないかと。近隣市町村に遠慮してつくったんじゃないかと思うんですけど、違いますか。

市長。

まず、災害時における近隣市町村との連携でございますけれど、これはもう既に大規模災害時の市町村相互応援に関する協定を結んでおりまして、これは私どもの市のみならずどこでも、大規模災害があった場合はお互いに連携をしながら、被災者の受け入れとかさまざまなことを考えていく必要があると思っておりますし、その協定の中でそういうふうなときは進んでいくものというふう考えております。

庁舎の形状に関しましては、これはプロポーザルで出た中で選定委員の中からその形といたしますか、形というよりそれ全体が評価されて1位となった

○議長
○市長
(長尾忠行)

○議長
○6番
(佐藤 保議員)

わけでありますので、私の意向というよりは、そういう中での選定ということで御理解いただければと思います。

佐藤 保議員。

設計者の議員への説明がありましたとき、設計者に確認させていただきました。柱も少なく多目的仕様であります。いずれ図書館、美術館、セレモニーホール、何にでもなる設備だと私は確信いたしております。次の合併時は、ぜひ平川市が主導権を取ってほしいものであります。旧尾上庁舎、議場は物置にもなっておりません。尾上庁舎の思いはしなくてもいいのではないかといま確信しております。早い完成を望むものであります。以上です。

この質問はここで終わります。次、新学習指導要領について御質問させていただきます。

12月議会で、団塊の世代の小・中学校の思い出話をしてしまい、危うく教育委員会への質問になるところでしたが、今回は正式に通告させていただきました。

それでは、教育長2期目の方針についてということで、柴田教育長は今議会初日、6日、就任のごあいさつで「教育は人づくり」と申されました。平川市の子どもたちをどのように育てるのか。このように育てるといふ意気込み、お考えなりをお知らせ願えればと思います。

2つ目、新学習指導要領の変更点と平川市の力点についてお伺いします。

昨年、平成29年3月31日に文科省から新学習指導要領が発表されました。小学校では平成32年4月1日から、中学校では33年4月1日から全面実施になるようですが、主な変更点、その改定に伴う平川市の力点をお知らせください。

3つ目、学校設備環境改善について問います。

平川市の将来を担う子どもたちに安全・安心な環境で学んでもらいたいという思いは、保護者のみならずすべての平川市民が持っております。2つの校舎の建て替え工事が始まっておりますが、その反面、使われなくなった設備が撤去予定も明確にされないまま残っているのがあります。その最たるものが学校のプールかと思えます。

子どもたちの安全面からですが、若い共働きの保護者は学校行事へは慌ただしくマイカーでの参加となりますので、駐車場スペースの確保も含め、撤去計画をお示しください。よろしく申し上げます。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長、答弁願います。

佐藤 保議員の御質問、新学習指導要領3点についてお答えいたします。

1点目、教育長2期目の方針についてであります。

平川市教育委員会が定めた平川市の教育施策の方針は、「あふれる笑顔 ぐらし輝く 平川市」の実現に向けて、未来を切り開く子どもたちの育成、生涯にわたるスポーツライフの推進、知識と経験があふれる生涯学習の推進、感性をはぐくむ芸術文化の振興に努め、郷土への愛着と誇りを持ち、健やかで心豊かな人づくりを目指した教育を推進することとしております。

私は、「教育は人づくり」であり、人づくりこそが地域・社会の発展の礎となり、「あふれる笑顔 ぐらし輝く 平川市」実現につながるものと考えております。

これまで4年間の取り組みを踏まえ、引き続き平賀東小学校、猿賀小学校の改築など、子どもたちが安心して学べる教育環境の整備を進めるほか、わかる授業や子ども一人一人の教育的ニーズに応じた指導が展開できるよう、教員研修や通級による指導の充実を図るほか、国際化に対応できる外国語教育の充実を図ってまいります。

また、子どもや学校が抱える複雑化・困難化する課題を解決するため、学校・家庭・地域がより一層連携・協働する、地域とともにある学校づくりを進めてまいります。

今後とも、市民の目線を大切に、「平川市に住んでよかった。平川市で学べてよかった。」と思えるよう、平川市の教育の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目、新学習指導要領の変更点と平川市の力点についてであります。

今後のスケジュールにつきましては、新学習指導要領全面実施に向け、小・中学校とも来年度から移行期間となり、小学校では外国語活動及び外国語科の内容の一部を必ず取り扱うこととしております。

主な変更点についてであります。新学習指導要領では、これからの時代に求められる教育の実現のため、学校と社会と連携する社会に開かれた教育課程を重視すること、何を学ぶかが中心であった従来の考えを転換し、何ができるようになるかを明確化したこと、学びを通して新たな概念や解決策を見出す主体的・対話的深い学びの実現に向けた授業改善を推進することであり、その他教育内容では、先ほど言いました小学校5年生から外国語科が導入されることなどあります。

この趣旨を踏まえまして、平川市教育委員会では、研修の充実を学校教育指導の重点の第一に掲げ、学校訪問における指導・助言を始め、各種研修講座を開催するなど、教員の指導力の向上に努めてまいります。この4月には、合同着任式におきまして外部講師を招き、全教員を対象に教育に対する意識の高揚を図ることとしております。

また、各校の教育活動を家庭や地域住民に積極的に情報発信し、実施上の成果や課題を聞き取りながら改善策につなげるなど、学校・家庭・地域が一体となって教育の充実に取り組むよう指導してまいります。

外国語教育につきましては、平成21年度から継続してきました平川市外国語活動研究協議会で得た教科指導法を活用するほか、外国語科も研究対象に加え、外国語活動支援員を1名増やすなど、外国語でコミュニケーションを図る能力の育成を図ってまいります。

今後、変化が激しく予測困難な時代にあっても、未来を切り開く子どもたちを育成できるよう、平川市教育の充実を努めてまいります。

3点目、学校設備環境改善と若い保護者に望むものについてであります。

学校施設は校舎、体育館、グラウンド、遊具、プールなどがあり、その中でもプールは築年数も20年以上と全体的に老朽化しております。

現在、プールは金田小学校、小和森小学校、松崎小学校の3校に設置されていますが、使用しているのは小和森小学校、松崎小学校の2校であります。金田小学校は、プールの底や壁面の剥離、フェンスの腐食などに加え、プールの循環ポンプが修理不能となったため、今年度よりプールを使用禁止としており、その代わりに平賀温水プールを利用しております。

老朽化した学校施設につきましては、適切に維持管理するため、関係部局と協議しながら、地域の保護者が望む安全・安心を第一に、撤去を含め子どもたちの学び舎の環境改善に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長
○6番
(佐藤 保議員)

佐藤 保議員。

まず最初に、1つ目の教育長の方針でありますけども、いま平川市にはほぼ4世代が生活しておるのではないかと考えますけども、戦時中の教育、戦後世代の教育と世代ごとに考え方が違いますが、生徒は先生の人となりを見て学ぶということは変わってないのではないかと思います。げんこつ先生やチョーク投げ名人の先生もいまはちょっと見られないのでは、思いますけども、どうぞ平川市の子どもたちをよろしく、柴田教育長にお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

次に、新学習指導要領であります。現場の先生のマニュアルという私のイメージで、文科省のホームページ、ちょっとのぞいて見ましたけども、もうわけがわからないんであります。要は、法律文言と同じく文言の繰り返し。私のレベルではちょっと、どう何を指導したいのかという、ちょっとわからないわけでありますけども、簡単なマニュアルはつくるといことで、ホームページの中にも保護者用へのホームページはあったと思っておりますけども、先ほど教育長が情報発信、随時やるということをお伺いしまして安心いたしました。要は子どもたちがもう英語を学ぶ。こういういま教育を受けるというのを、やはり地域一体で考えていかななくてはいけないのではないかと思います。

先ほどの学習指導要領でありますけども、将来の日本を担う子どもたちの教育は最重要であります。国も力を入れているのはわかるのですが、先ほど申し上げました、同じ文言の繰り返しが多く理解できないのでありますけども、先生方はこれをどのようにとらえているのでしょうか。かなりがんじがらめに、これをあのおりやれば、かなりがんじがらめの教育になってしまふのではないかと私、勝手な解釈でしたけども、現場の先生たちはどのようなとらえ方しておるものでしょうか。ちょっとお聞かせ願えればと思っております。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長。

お答えいたします。学習指導要領は、教育基本法に定められた教育の目的の実現を図るために国が定めた教育課程の基準であります。強化の内容や学

習事項の学年別配当、授業時間の編成基準などを示されておりまして、教科書もこれに基づいて編集されております。ひとつのルール、法的な根拠があるものでございます。これまでも、時代の変化や子どもたちの状況の変化、社会の要請等を踏まえましておおよそ10年ごとにこの学習指導要領が改訂され、何回目かになっております。

先生方は教育の専門家でありますので、その学習指導要領等十分学習しておりまして、いついつ変わるといふことの理解は十分しておりまして、がんじがらめということではなく、その中で次の時代にどのような子どもを育成すればいいのか、その手法はどのようなのかということ、いま研修しているものと認識しております。以上でございます。

○議長

○6番

(佐藤 保議員)

佐藤 保議員。

私は10年近く英語の授業なるものを受けておりましたけども、要は津軽弁なまりの英語になってしまい、まったく会話もできません。いまの世代がおじけることなく外国語を使い、うらやましくも頼もしくもあります。

語学が堪能になりますのは、その環境・風土に触れば一番早い習得になるのでありましようけども、まず小学校から英語教育が始まるということで、ぜひ保護者家庭のみならず、学校通信で地域へもそういう状況を教えていただければと思います。いずれ、ホームページにその全容を掲載されますことをちょっと希望させていただきます。孫たちがじいさんばあさんの前で、英語ですね。じいさんばあさんも、脳みその奥底に眠っている単語などが出てくるのではないかと。ぼけ防止にもつながるかと思えます。ぜひ、地域全体で語学教育、応援していきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、学校のプール、金田小学校だけいまはちょっと使っていないということですけど、その撤去計画なるものはもう、いまお示しになることはできないものでしょうか。ちょっとお伺ひします。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

現在、小学校3校にプールありますけれど、金田小学校のプールのみ使っておりません。

金田小学校のプールにつきましては、先ほど教育長のほうからお話がありましたように、全体的に老朽化しており維持管理が非常に困難なことから、解体することにしております。

しかしながら、御承知のように現在、平賀東小学校、猿賀小学校及び碓ヶ関小学校の改築など、教育関係の事業費が増大をしております。ですから、事業費の平準化を図りながらこの解体等を計画してまいりたいと思っておりますので、すぐ撤去ということにはならないと思ひますので御理解いただきたいと思ひます。

○議長

○6番

(佐藤 保議員)

佐藤 保議員。

まず古いものを片づけてから新しいものをお建ていただければと思ひますけども、いずれ計画にはのせていただけるということ、よろしいでしょうか。

安心しました。地元の方もそういう要望をしておりましたので、ぜひお酌み取りいただければと思います。

それでは、3つ目の質問に入らせていただきます。農地保全の進め方ということであります。

最後の質問は、平川市の基幹産業であります農業についての質問になります。その1つ目であります。遊休農地の現状ということで、沿道から見える水田ではほとんど耕作あるいは樹園地に転換しておりますが、中山間部の樹園地については年々遊休農地が増加している現状にあります。

まず、データをはっきりつかんでおられますのは農業委員会かと思しますので、平川市の非農地決定の推移と現状について、1つ目でお知らせいただきたいと思えます。

次に2つ目、耕作放棄地の隣地への影響と改善についての質問に入ります。樹園地に隣接している山林や耕作されなくなった土地が適正に管理されないまま残っており、地道にまじめに生産する生産者への悪影響となっております。当事者同士の解決がうまくいかず、耕作意欲がそがれてやめたという方もかなりの人数を把握しております、当方のほうでは、そういう悪循環が見受けられますので、これに対しての市の考え方と対応策についてお伺いします。

そして最後3つ目、平川市の基幹産業、農業の方向性についてであります。繰り返しになります。平川市は基幹産業は農業であります。耕作放棄地が増え、加えて担い手も不足している現状であり、各品目の生産額を将来にわたって維持していくことができるのか、市長のお考えになる基幹産業の将来についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長、答弁願います。

佐藤 保議員の、農地保全の進め方3点について御答弁申し上げます。

当市の遊休農地は、農業就業者の高齢化と担い手の減少により、増加の傾向にあります。また、農地は一度耕作を休んでしまうと元に戻すことは難しく、多くの労力と時間がかかるため、担い手からも敬遠されております。

このように、遊休農地の問題につきましては、農業委員会と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

なお、農業委員会で行っている非農地決定につきましては、後ほど農業委員会で答弁いたします。

2点目の耕作放棄地の隣地の影響と改善についてであります。

市内の中山間地においては、適正に管理されておらず原野化している農地が多数存在していることは、私も認識しております。農家の高齢化などにより管理することができない農地につきましては、中山間地域直接支払交付金等を活用して草刈作業など農地保全に努めていただくよう、これからも周知してまいりたいと考えております。

3点目の農業の方向性についてであります。

佐藤議員御指摘のとおり、農業生産額の維持、増加を図っていくためには、

農産物の高付加価値化や農業経営体の育成、さらには、経営強化を目指す法人化の推進などが大変重要であると考えております。

今後の農地保全の進め方につきましては、人・農地プランでの地域の話合いをもとに、農業委員会と連携を図りながら遊休農地の解消に努めてまいります。また、農地中間管理事業を活用し、担い手農家への農地の集約化、農作業受託等について重点的に取り組むことにより、生産額の維持をし、できれば増額していくような体系を組むことができればというふうに思っておりますので、今後鋭意努力してまいります。

○議長

農業委員会会長、答弁願います。

○農業委員会会長
(柴田博明)

御質問にお答えいたします。

樹園地についての遊休農地が年々増加しており、農業委員会でその樹園地を非農地決定していると聞いているが、その推移についてお伺いしたいという質問ですが、平成20年4月に、国では遊休農地にかかわる農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断基準を示したところでございます。その背景には、遊休農地の現状把握を行い、農業利用に最大限努めつつ、農地に戻せるものと非農地的利用として活用せざるを得ないものと振り分けていることを前提としております。

具体的な国の判断基準などにつきましては、事務局長より答弁させます。以上です。

○議長

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長
(佐藤千代彦)

私のほうから、非農地決定の国の基準と、非農地決定の現状について答弁します。

農業委員会では、平成20年度から非農地決定をしておりますが、国で示している農地に該当しない旨の判断基準は2つあります。

その1つとして、その農地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合。2つ目として、その土地の周囲の状況から、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合は、農地に該当しないとされています。

これを受けまして、平成20年度から本年度までに主に山手の樹園地・普通畑を対象として、計275.2ヘクタールの農地を非農地決定しております。地域別では、平賀地域が180.5ヘクタール、尾上地域が4.8ヘクタール、碓ヶ関地域が89.9ヘクタールとなっております。地目別では、水田が1.2ヘクタール、普通畑が96.1ヘクタール、樹園地が177.9ヘクタールとなっております。

非農地と判断しました農地の所有者には、非農地通知をするとともに、県・法務局等関係機関に対して非農地通知一覧表を送付することになっております。また、農業委員会で管理しております農地基本台帳から削除されることとなりますが、再度農地に復元した場合は、農地基本台帳に再掲載させることも可能でございます。以上です。

○議長

佐藤 保議員。

○6番

ありがとうございました。非農地決定、各地区別の数値も示していただき

(佐藤 保議員)

まして、この感じかという、改めて認識した次第でございます。

②でちょっと再質問になるわけでもありますけれども、いずれ山林化しているのは農地として認められませんけれども、杉林がいま結構手入れされないまま、間伐等手入れしないまま、となりのリンゴ畑に影響しているわけでもあります。そして、その中に入ってみますと、もうすごいつたですね。つたが樹木に巻きついて、もう倒れております。ということで中が、要は杉林をどういうふうにきれいにもっていか。いま、先ほどもありました。

それから、明日の質問にもありますけれども鳥獣害。やはりリンゴ畑で作業して、いきなりクマがあらわれるかもしれません。そういった場合を考えましてですね、杉林の間伐をしっかりと見通しのよい林にしておく。それが一番の鳥獣害対策かと考えておりましたので、これからもですね、ずっとこの問題については市のほうに要望していきたいと思えます。いずれ、いま現在の放置している杉林を何とかしたい。そういう思いでいま動いておりますので、ぜひ御指導いただければと思えます。

あと、基幹産業農業、決して若い後継者も見えております。やる気のある方はどんどん農業で収益を上げる時代になってまいりました。ぜひその面でもですね、若い後継者を育成する手立てを市としても考えていただければと思えます。

以上で、質問のほうは終わりたいと思えます。次の機会にまた、この農業問題、私ずっと継続して質問させていただきますので、どうぞひとつよろしくお願いたします。以上で終わりたいと思えます。

○議長

6番、佐藤 保議員の一般質問は終了いたしました。

第4席、15番、工藤竹雄議員の一般質問を行います。

(「上着脱いでもいいですか」と呼ぶ者あり)

○議長

暑い方は、上着を脱いでも結構です。

工藤竹雄議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

工藤竹雄議員、質問席へ移動願います。

(工藤竹雄議員、質問席へ移動)

○議長

工藤竹雄議員の一般質問を許可します。

○15番

(工藤竹雄議員)

ただいま議長から一般質問の許可をいただきました、第4席、15番議員の工藤竹雄であります。通告書のとおり一問一答方式にて、順次質問項目及び要旨について伺いいたしますので、よろしくお願いをいたします。

私の第1の質問は、本庁舎建設の基本計画案について。

平成29年11月13日に議員全員に対し、新本庁舎建設計画プロポーザルにおいて選定された提案書の内容についての説明がありました。このときの説明資料に、基本計画完成までのスケジュールが記述されています。また、基本計画案について、1月中旬ころに議員説明が予定されていたが、いまだに説明がありません。基本計画作業が遅れているように思えるが、現在までの進捗、基本計画案の説明スケジュールについて伺いします。

次に、①として市民、職員及び議員の意見反映について、昨年10月下旬か

ら12月上旬までの期間において、市民・職員及び議員からの意見反映のため、各課へのヒアリングや市民本庁舎建設委員会、議員庁舎建設委員会、市民ワークショップを開催し、さまざまな意見や要望が多数あったと思われますが、どのように基本設計案に取り入れたのか伺います。

②現庁舎に係る問題点の解消について、新本庁舎建設基本方針、新本庁舎建設基本計画に現庁舎に係る3つの問題点が示されています。

まず1つの耐震性の問題について、現本庁舎は昭和54年に建設された建物で、直下型地震が発生した場合、防災拠点として機能が失われるとされているが、本庁舎の耐震性について、コスト減を強調し安価な部材等で耐久年数60年を実現できるのか、御見解を伺います。

2つ目のバリアフリーの問題、新本庁舎の計画について設計者から提案された図面には、グランドフロアと1階をつなぐための大階段が配置されています。市民が多く利用する1階には、現庁舎と同じで階段を登ることになり、バリアフリーへの対応が解消されていません。バリアフリーへの対応として、敷地内の高低差を解消する方法が懸命と考えます。敷地全体の2%の勾配は本当に可能なのか、見解を伺います。

3つ目の利便性の問題について、新本庁舎建設基本計画では、市民利用の多い窓口は集約配置しワンフロアサービスを展開することとしているが、建設費コストを抑えるため、一部の部署を健康センターに配置し引き続き活用することとしています。市民にとって1か所ですべての用が足せるのが理想であることから、すべての部署を本庁舎に集約する考えはないのか、建設規模7,200平方メートルを無駄のない平面プランを検討することで配置可能と想定するが、御見解を伺います。以上、市長に答弁を求めます。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

工藤竹雄議員御質問の、本庁舎建設の基本設計案についてお答えをいたします。

(長尾忠行)

まず、議員御質問の本庁舎建設の基本設計案の進捗状況と説明スケジュールについてであります。

基本設計案について、当初の予定では1月中旬ごろに議員の皆様へ御説明する予定でありましたが、よりよい設計案とするため、市民や議員よりいただいた意見を取り入れながら設計作業を進めているところであります。しかし、各執務室の機能や外構計画、面積などの調整に時間を要しており、予定より2か月程度遅れている状況にあります。

今後のスケジュールについてですが、3月の下旬ごろまでに議員への説明を実施し、その後、市民庁舎建設委員会の意見をお聞きしながら、4月下旬ごろよりパブリックコメントで意見募集を開始し、6月中の基本設計完了を目指して作業を進めてまいります。

次に、市民、職員及び議員の意見反映についてお答えをいたします。

市民の意見については、市民有識者で構成される本庁舎建設委員会を平成27年7月から7回、市民22人によるワークショップを昨年末に3回開催し、幅

広い年齢層と職業の方々から多くの意見をいただいております。市民から出た意見の一部を紹介いたしますと、ねふた広場でのねふた運行や、一年を通したイベントを開催することで平賀駅前通りのにぎわいを創出してほしいといった意見が挙げられます。

次に、職員からの意見については、各課ごとにヒアリングを行い意見聴取をしております。窓口サービスについては、車いすの方や子ども連れでも受付可能な受付カウンターの設置、子育て世代への対応としてはキッズスペースの充実と授乳室の設置、執務環境の向上としては職員休憩スペースの設置などの意見が出されております。

議員の皆様からは、天窓や雪庇対策、窓の形状、外構計画などについて意見をいただいております。

これまでにいただいた意見、要望等については、事業費などさまざまな制約がある中で、利便性や安全性、費用対効果を総合的に検証し検討を進めているところであります。

次に、新本庁舎における耐震性についてお答えをいたします。

新本庁舎は、災害発生時には速やかに情報収集と提供、復旧活動の拠点施設であるため、国が示す整備基準より耐震安全性能1類を満足することが目標とされております。このため、さまざまな構造形式の中から、地震時における揺れや損傷がほとんどない、建物の基礎下に免震ゴムを配置する免震構造の採用を検討しております。

免震構造は、耐震安全性能1類と同等以上の耐震性能を有しており、大地震に対しても十分な安全性を確保し、かつ構造躯体への損傷を最小限に抑えることで60年以上供用できるものであります。また、内外装など仕上げ材については、耐久性に優れメンテナンス性の良い材料を使用することで維持管理コストの低減を図るものとします。

次に、バリアフリー対応として敷地内段差の高低差を解消するべきとの御意見でございますが、昨年6月定例会で敷地内段差にかかわる費用について答弁させていただいており、水路の付け替え、防護柵の設置、敷地境界へのコンクリート土留め、くいの全量引き抜き費用約1億2,000万円と合わせ、段差解消には約3億8,000万円の多額の費用を要することから、敷地内段差を解消しないと一昨年11月に決定したものであります。

設計者からの提案では、グランドフロアから1階へ行くために大階段を配置する内容となっておりますが、大階段はイベントなどでの利用を主としており、上下階の移動手段としての利用には適さないものであると聞いております。高齢者や体の不自由な方、車椅子の方の移動については、十分な広さを確保したエレベーターを2基配置し対応するものとしております。また、市民利用の多い窓口の1階のみに用事がある方は、駐車場からバリアフリーでアクセスできるものとなっております。

敷地全体の勾配を2%とすることについて可能かどうかであります。設計者からは、敷地全体を2%程度で緩やかにする外構計画が提案されてお

ます。現在、新本庁舎へのアプローチや駐車場、ねふた広場など敷地全体の外構計画について、バリアフリー新法や青森県福祉のまちづくり条例に基づき、誰でも優しく利用しやすい計画となるよう検討を進めているところであります。

最後に、利便性の問題について、建設規模7,200平方メートルを無駄のないよう活用し、すべての部署を集約する考えはないのかとの御質問についてお答えします。

すべての部署を1か所に集約することは理想ではありますが、昨年3月に策定した新本庁舎建設基本計画において健康センターへ約30名、新本庁舎へは約250名配置し、約4億円の建設費を抑えることができることから、建設規模を7,200平方メートルと見込んだものであります。

ただし、人口減少に伴う職員数の減少を見込み、将来的には健康センター職員を本庁舎へ移転する計画としています。限られた財源で建設事業を進めていかなければならないため、既存施設を有効活用することについて御理解をいただきたいと思っております。以上であります。

○議長

○15番

(工藤竹雄議員)

工藤竹雄議員。

いまの、建物についてはほとんど設計業者の説明かと。私どももそれは伺っております。

ただ私、重視したいのは、いま庁舎自体、先ほどお話、答弁もさせていただきました。このデザインを重視した三角形の庁舎、使い道の無駄が多いデザイン型だと私はそう思っているんです。なぜ、シンプルで実務型の意向とする意思表示を述べなかったのか。

先ほど業者の関係、選定委員の決定について市長は「言えない。」と、そういうふうな答弁もしてありましたけども、ただ、いままで市長は我々のこれに対しての意見、例えば職員の意見等については、「私が決めるんですよ。」と。そういう私、答弁もいただいております。やっぱりこういうことも、やっぱり言えるだけのものでないと、ただ「プロポーザルで決まりました。」ということは、不便なことも我々議会としては認めていかなければならないというような考え方も取られるんですよ。

いっそ、やっぱり実務型のものが欲しい。2025年には超高齢化社会、私いままでも質問でやりました。勾配もなくして、みんないい方向のほうが一番いいんだというふうにただしてきているわけでありまして。そういう意味で再度意思表示を述べなかったのか、ちょっと答弁願いたいと思っております。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

プロポーザルでの決定に関しましては、さまざま意見はあろうかと思っておりますけれども、その選定の先生方の御意向といいますか、それを最大限取り入れたわけでございます。

いま、基本設計の中にあつては、現状のその取り入れた形状の中でいかに有効的に配置ができるのか、職員が使いやすい施設になるのか、また、市民の皆さんが使いやすい施設になるのか、そういうことをさまざまな方々から

ご意見をいただいて基本設計に取り入れようということでは進んでいるところでございます。

○議長

工藤竹雄議員。

○15番

(工藤竹雄議員)

我が市は多雪区域における積雪、単位の荷重がございます。積雪量1センチメートルごとに1平方メートルにつき30ニュートン以上とする、これ建築基準法があります。旧平賀町は、垂直積雪量は130センチメートル以上、実際の荷重の力は全体で400キロになるとされています。いわゆる天窓、吹きだまり、雪氷、これらの問題について安全とは言いがたい疑念が私があるんですね、正直に言って。本当に問題がないと言えるのか、市長、お答えいただけますか。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

これは設計業者には、当地のいわゆる置かれている環境を十分に理解していただきながら設計をしていただいておりますものというふうに思っております。雪庇などもそうでありまして、吹きだまりということでもありますけれど、西風が吹いた場合どういうふうな吹きだまりができるのか、三角形のほうが吹きだまりがたまりにくいというふうな話もございましたし、その辺のところは私は専門家ではございませんけれど、そういう話をお伺いしておりますのでそのまま受け入れて、設計のほうで瑕疵がないようにしていただければというふうには思っております。

○議長

工藤竹雄議員。

○15番

(工藤竹雄議員)

市長も私も専門家でございませぬので、設計業者のお話を信じるしかないで尽きるんですけども、本当にそれで、設計業者の言い分だけで本当にいいのかというのがそこに私、疑問があつて質問しているわけですけどもね。それはそれで、後で瑕疵担保が何十年つくのか、それはわかりませぬけれども、これからの一つのまた大きな課題であろうかと思ひます。

そして私、2番目としてですね、いわゆる庁舎の問題点に係る問題あるんですよ。要するに、庁舎をつくるには、こういう3つの問題を議題として庁舎に向かっているわけですから、そういう中でこの1として市民の、我々の意見、反映されるかと。それは十分考慮していくというふうなことであります。ただ、問題は、この計画の中に「さまざまな意見や要望は部長会議においてその草案を検討する。」って出てますね。いろんな各部上がってきたもの、それらの意見内容等について、事前に私ども議員に議事録を配付していただきたい。その理由は何か。私も議員でありますので、みんなでこれを精査したいと私はそう思っておりますので、その点についてはどうですか。書類出せますか。

○議長

総務部長。

○総務部長

(齋藤久世志)

工藤議員から、部長会議の議事録を公表していただけないかという御趣旨かと思うのですが、部長会議は非公開でやってございますので出せないものと思っております。

○議長

工藤竹雄議員。

○15番
(工藤竹雄議員)

部長会議の資料でなくてもいいです。市民ワークショップでもいい。建設委員会でもいいです。我々の、議員の議事録は私、いただいております。部長が精査する前に、私はそういった分を逆に精査したいんです。それで、最後に部長たちがそれを見て、でき上がったものはまた提供していただければと思いますけども、もう一度。

○議長
○総務部長
(齋藤久世志)

総務部長。

市民のワークショップも公開でやっておりますし、市民による庁舎建設委員会等も、議事録は公表できるものだ。例えば個人の発言が個人情報に該当するとか、公開してほしくないということであればまた別なんでしょうけども、公開が原則でございますので、出せるものは出してまいりたいと思います。

○議長
○15番
(工藤竹雄議員)

工藤竹雄議員。

私はだれだれがこういう意見を述べましたと、そういう名前は必要ございません。意見だけ項目並べていただければ結構でございます。

それで、耐震の問題も市長言ってましたけど、60年完璧にもつだろうと。これからの時代は90年、100年と、そういうような耐震にも向かっていかなければならないと思うし、本当にこの節約節約って言って、部材本当にこう何というかな、軽減して軽減してやって、じゃあ全体の建物の強度っていうのは不足にならないのかな。それ心配するんですね。ここも抜かしました、これも外します、安いものつくりました。そうなったとき、せっかく何十億という建物がかえって後悔する、そういうおそれはないのか。ただ設計業者がこうだとかだけの問題じゃなくて、市長が責任をもって、市民の財産ですからね。これについてはおそれがないのかどうか、お願いします。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

工藤竹雄議員から非常にありがたい御意見をいただきました。議員御指摘のように、確かに設計費を削ってといたしますか、材料等が強度の弱いものを使う、いわゆるお金に合わせてということになるかと思いますが、そういうふうな設計にならないのかというふうな御心配いただいておりますが、これからその材料はどういうふうなものを使うのか、現在まだ私は提示を受けておりませんので、そういういわゆる将来的にも耐震的にも長く使えるような、少なくとも30年程度で大規模改造し、60年もたせることができるような、そういうふうな建物であるのだというふうには認識をしております。

ですからこれから、さまざま精査していた中であって、できるだけ皆さんに御提示しております52億5,000万、7,200平方メートル、この中で収めるように努力はしてまいりますが、そのことによって、例えば工藤議員御指摘のようないわゆる耐久性といいますか、そういうものが劣るようなものにはならないように努力はしてまいりたいというふうに思っております。

○議長
○15番
(工藤竹雄議員)

工藤竹雄議員。

次に、バリアフリーのことでちょっとお伺いします。先ほども示したとおり、この階段ですよ。まちづくり懇談会、あるいは今回の市長選のときで

も、庁舎をつくるにの問題ということでいまの耐震の問題、バリアフリーの問題、利便性の問題、これを強調して、こういうことだから庁舎を建ててますよと。そういうふうにしていままで来たはずであります。そういう中で、なぜこの、さっき「大階段はこっちのほうに使う。」と言うんだけど、じゃあ普通の階段、上下階、これも一緒の場所に出てるんですよ。一緒の場所にあるんですよ。大階段云々だけでなく、いわゆるグランドエントランスホールから上っていくには、大階段もあるんだろうけどもそれに上がっていく上下の階があるんですよ。ですから私は、先ほど言ったみたいにこれは解消されていない。2メートル50に上がっていくのはいまの現在の階段と同じ長さなんですよ、おそらく。それについては解消されたと思いますか。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

グランドフロアからの上がっていく大階段、あるいはそのわきに設置されるであろうと思われる階段について工藤議員御指摘だとは思いますが。今回の庁舎の建設は、まずは先ほど議員のほうから3つのことを指摘がありましたけれど、耐震基準を満たしていくということと、それからバリアフリー化を図っていくということ、そしてもう1つは、ワンフロアサービスができるように利便性の向上ということで、3つの解消を目指すということでもあります。

ですから、1階の入り口から入る、1階はそこでバリアフリー化しておりますし、ワンフロアサービスであります。ただ、下のグランドフロアから上がっていくというふうなことになりますと、議員御指摘のように階段を上っていかざるを得ません。通常、市役所に用事のある方は、1階のほうから入る正面玄関でございます。そちらのほうから入るといふ形、いまのいわゆる旧診療所あった敷地のほうから入るといふ形になろうかと思っておりますので、その辺は解消できているものというふうに認識しております。

○議長

工藤竹雄議員。

○15番

(工藤竹雄議員)

この庁舎は、全体ですよ。いま、診療所の跡地が入り口だって市長言いますが、入り口は何か所もあるんだから、全体の建物なんですよ。こっちは平らですよ、こっちらのほうは利用しなければいいんじゃないのかというみたいな答弁になるんですけども、私はそれだけおかしいでしょう。建物全体のことですから、下から上がったほうが上から直接行こうが、それは市民の方々のことであって、それは行政がこっちらから行きなさいと決めてつけることは、それは私はおかしい話だと思うんですけども。この前も議員の説明のとき私、ここのどごも尋ねましたよ。エントランスから入っていく分、階段があるんですから。そうすりゃ何て言いました、設計者。障害者って言えばおかしいけども、体の弱い人って言えばいいのかな、そういう人たちはエレベーターで行けばいいんじゃないのかとか、健常者はこの階段使えばいいんじゃないとあって、そういうようなことも言っておりましたけれども、それは一々我々、設計業者に言われるものでもないんですよ。

要は、これの大事な庁舎をいかにしてうまく活用していくか。ただ、いま市長言ったみたいに、高台のほうからみんな上がればいいと、1階の本当の

入口から。わ、それだばちょっと市長おかしいんじゃないかと思うんですけどね。エントランスのこっちから来た人たちはどうするんですか。庁舎全体、全部一体ですよ。そのために入り口があるんですから。その点、もう一度お願いしたいです。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

まず議員に御理解いただきたいのは、この庁舎を建てるに当たって、いわゆる段差がある敷地をどういうふうに生かすかというふうなことで、いろいろな検討がございました。議員のほうからは、全部下げて段差をなくしてというふうな御意見でございましたが、市として最終的に皆さんとともに決めたのは、段差をそのままにしながらいかに利活用できるかということでの決定ということで、この段差を生かしながらの庁舎の建設ということで、設計もプロポーザルに関しては、そういうふうな状況の中での設計をさまざま、別な業者からもいろいろいただいたのも、そういう状況の中でのことでございます。ですからいま、まっ平らにしたほうがいいという、そういうふうな意見となると、そこはなかなか相入れないものが出てこようかと思えます。

○議長

工藤竹雄議員。

○15番

(工藤竹雄議員)

ただ、私は当初からの考えは一貫しているんですよ、市長もわかっているとおり。議員の方々も18人の人は高低差解消って、私、何回も質問してました。議長名で市長あてに出した書類も質問で言いました。最終的には市長が決めるんだと。それに賛同されたわけでありましてね。私は賛同はしていませんけども。私の考えっていうのは全然違ってますからね。そういう点からいくと私と市長の考え、若干の相違があるだろう。18人の議員は本当は段差解消ですよ。それは市長も十分わかっていることでありますので、過去のそこまではこれ以上触れませんが。

それで、3番にちょっと行きたいと思えます。先ほども市長も一般質問、私、ちょうど1年前、29年の3月のときのこの段差解消の問題の答弁、さっき市長が言いました。

1つは、災害時の避難所や災害対策本部となる本庁舎は、台風やゲリラ豪雨等による周辺水路からの溢水による被害を受けないこと。

2つ目は、段差解消に多額の費用を要すること。

3つ目は、敷地内に存在する2本の水路の付け替えにも費用がかかること。

費用かかる、費用かかるって言うから、じゃあ幾らかでも小さくするというよりも、職員の座る部屋を少しでも、29のものを例えば27にしてもいいんじゃないかと私、そういう質問しました。そういうので3億8,000万のお金が浮くんであるならばという私、意味ですからね。市長は、ここの答弁は何でも金かかるから、金かかるからこれもやりません。でも庁舎は建てます。それは私はちょっとおかしい部分もあるんですけども、そういう中でいま7,200平方メートル、本当にこう平面にすると、みんな正直に入るんですよ、正直な話。

そこで、健康センターの活用のこれ目的、根拠は実際何なんですか。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

健康センターの活用につきましてはいままでも申し上げてきましたが、いまある施設を活用しながら、しかもいわゆる本庁舎方式で行政を運営する利便性を考えた場合、健康センターを活用し、また、将来的に職員数が減った場合は本庁舎だけで賄うことができるという、そういう想定のもとに、現在は健康センターを活用し、本庁舎方式を推進していくということであります。

○議長
○15番
(工藤竹雄議員)

工藤竹雄議員。

建設費のコストを抑えるために活用するわけではないと。利用するという事ですから、そういうことではないというふうに。

それで、もう1つはこの庁舎が、いま言いました水害の問題、ならないようになって言いましたね。私も読みました。じゃあ私はね、この異常の気象時においては、水害のおそれが十分あるのは健康センターなんですよ。絶対あり得ると。いまの気象、例えば200ミリ、250ミリ降ったら必ず溢水の発生で被害起きる。私はそういう解釈するんだけど、なぜそういうどごにじゃあ執務室を設けるのかな。わ、それで疑問持って、最初から健康センターは使わないという私の意見なんです。そういう水害とかの問題はどういうふうに健康センター考えておりますか。庁舎は高台にあるから水害にはならないだろうけども、健康センターはどういうふうな考えられますか。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

健康センターそのものは庁舎より低い位置にありますが、25年災害のときを見ても、健康センターの中までは浸水はしておりません。いま、この柏木地区の浸水対策に対する事業も展開しようとしております。そういうことを考えると健康センター、これは絶対ないというふうなことは言えませんが、そこが必ずすぐ、どういうふうな雨量の雨が来るかわからないことはありますけれど、災害を受けるというふうなことにはならないというふうには思っております。

○議長
○15番
(工藤竹雄議員)

工藤竹雄議員。

水害、健康センターは水害等の被害受けることはないと言いましたが、いま水路どっちのほうに工事が進むかわかりません。六羽川に行くのか、どこかまだわかりませんが、いずれにしても相当数量、雨量なった場合に下流のほうを受ける、さばける、何て言ったらいいのかな、川底が深くてさばけないんです。全部例えば引座川を經由して平川に行っても、こっちから行く水は私はカバーできない。どっかから溢水するんです。農産物に影響するか、住宅等に影響するか、ここがよくても下流のほうがいっぱい問題ある。下流が受けるだけの水路がなければ、必ず溢水するんです。

ですから私はそういったこともあるから、私は健康センターはそういうふうな被害をこうむると。市長はこうむらないって言うけども、ただ25年のときは量的にも、報道等によると、普通の水害の被害受けるのとか見ると全然少ないですね。例えば200、250とか300なんていうんた恐ろしいことになってしまうと思うんで。

そういうことから考えてみるんだけど、いずれにしても、こういった要望あるいはこれらの問題点っていうのを解消していただきたいのと、あと1点、市民のワークショップにおいて、不便っていうようなそういう意見が出されていますか、いまの利便性の問題で。

○議長

総務部長。

○総務部長
(齋藤久世志)

お答えいたします。市民のワークショップは、主にねぶた広場と市民ホールの活用について議論していただいております、庁舎の基本設計に根幹的にかかわるような不便っていうか、そういったものについては議論はしていないと理解しておりました。

○議長

工藤竹雄議員。

○15番
(工藤竹雄議員)

そうすると、庁舎についてのワークショップ、市民からの意見っていうのはほとんどないというような、いまニュアンスで受けたんですけども、たしかそれに何人だったかな、20人から30人くらい市民の方々になってると思うんだけど、ちょっと市民の方々のこれ、ちょっと教えていただけますか。

いろんなこのワークショップやってるんだけど、ただねぶたの関係とかっていうんだば私、意味ないと思うんだけど、庁舎のことを議論していることであって、ねぶたがどうのこうのでは私、ちょっとワークショップの意味がちょっと違ってくると思うんですけども、その点どうですか。いまの不便さも併せて、本当はないのかどうか。

○議長

総務部長。

○総務部長
(齋藤久世志)

ワークショップについてちょっと御紹介いたします。主な話題というのは、市庁舎全体に求めること、それから、用事のないときも立ち寄れる場所になってほしいとか、庁舎だけではなく駅からまち全体の連続性を考えていただきたいというふうな話題について議論しております。また、ねぶた広場の活用については、ねぶた祭りのときの活用の仕方、それから、建物の中と外を使ったイベントの実施とか、それから、駅や道、公園の活用等のイベントの関係等々を話題にして、全体的なぎわいの創出も含めた検討をいただいているということでございます。

○議長

工藤竹雄議員。

○15番
(工藤竹雄議員)

庁舎はね、市民の利便性というものを一番の重要視ですからね。必要とする市民の意見というものを、建物について十分私は議論していただきたいとそう思っております。

それで、最後にこの部門終わるんだけど、建設にかかわる市の第一の順位は私、本庁舎だとそう思うんですけども、それがどうなのか。それともう一つはね、私いまこの状態でいくと、決して私は市民から高い評価はないんじゃないかな。そう考えざるを得ないんですけど、いろんな意見あります。そのじゃあ元は何かって言えば、一番のガンは敷地内の高低差だと私は考えているのです。最後また、いまこの合併特例債、期限再延長はこれ最終的には決定されたのか、併せてお伺いします。

○議長

市長。

○市長
(長尾忠行)

まず、合併特例債の延長についてでありますけれど、これは国のほうの国会議員の発議で決まるというふうなことでなっております。まだ国会のほうでそういう発議はなされておられませんので、確実に延長するというふうなことはないと思います。ただ、さまざまな情報等を収集いたしますと、議員発議がなされて、あと5年延長になる可能性があるというふうなことは聞いてはおります。

あともう1点はですね、市民の皆さんが不便を感じるかどうかというふうなことでございますけれど、いわゆる1階の受付を通過して、窓口を通過していく。そこをワンフロアサービスができるようにというふうなことで現在、計画を進めておまして、すべての人がグランドフロアから入っていくというふうな形態にはなっておらないというふうには認識しております。そういう意味では、利便性の向上には現在の構造でもつながっているというふうには考えております。

○議長
○15番
(工藤竹雄議員)

工藤竹雄議員。

それで私、前にもちょっと言ったんですけど、答弁求めませんけども、いわゆる勾配2%程度ってさっきこうお話をされました。説明では2%。私、過去に例えば2メートル50の底辺、長さつとば30メートルの2メートル50の高さで言うと8%の勾配ですと、こういうことを前言った経緯があります。じゃあ底辺30メートル、これが倍にすると60メートル。じゃあ勾配がこの半分、4%と。そうすると、その後の60の掛ける120メートルに対して今度、4%ごと2%と。ですから、120メートル以上ないと2%の勾配が発生しないんだと。そういうことですので、十分2%の勾配というのには距離が必要だということをお聞きしたいと思っております。

それで、第2の質問に行きます。

新体育館建設事業について、新体育館建設予定地については、総合運動施設整備事業として関係地権者にその用途を約束して提供を受けた土地であります。この場所に地域防災拠点施設を建設することは、用地の目的外利用になるのではと考えております。

また、平成29年度消防審議会においては、「新体育館の地域防災拠点としての活用について」といった提出議案が審議されました。このように、防災上の用途につき部局が異なる点など、主体はまさに地域防災拠点であると想定され、目的外利用と考えるが、市長、御見解をお願いします。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長、答弁願います。

新体育館建設事業についての御質問にお答えをいたします。

新体育館建設予定地につきましては、議員御指摘のとおり、総合運動施設整備事業として関係地権者よりその用途に了承をいただき、提供を受けた土地であります。

この土地に新体育館を建設し、その施設に対し大規模災害時を想定した地域防災拠点機能をあらかじめ盛り込んでおくことに関してましては、用地の目的外利用に当たるとは認識をいたしてはおりません。

このため、総務部が所管する平成29年度消防審議会において、新体育館の地域防災拠点としての活用について御審議をいただいたところです。これは、新体育館は平時の体育施設を主体とする一方で、大規模災害時においては、常備消防と連携した消防団拠点施設として位置付けている関係上、消防関係者により御審議をいただいたものであります。

市内各公共施設では、平時はそれぞれの本来の役割を担いながら、災害時には指定避難所等として防災機能に切り替えるといった運用としております。新体育館につきましても、それらと同様、大規模災害時以外は体育施設での用途を主体とした運用のため、それをもって目的外利用に当たるとは考えておりませんので、御理解を願います。

○議長

工藤竹雄議員。

○15番

(工藤竹雄議員)

地権者の問題、これも私の一般質問でありました。もう1つつけ加えておきます。総合運動施設整備をお約束して用地を譲り受けたわけですので、その意思に背くことのないように事業をやり遂げたいと、当初はですよ。26年です。いま市長の答弁のなかで、その他の自治体もこういう活用するんだという。

私は、この場所でないところであるなら何も問題言いませんよ。運動施設の場所で以外のどこの体育館に防災施設やるっていうことであるなら、私あえて問題等は申し上げません。もともとその施設しか使えないどごにこういうのをつけ加えるから、私は目的外だと。なぜ最初から出てこなかったのかと。「その当時はなかった。」って言われればそれまでのことであってね。

要するにこの体育館に、平成27年度に基本計画業務委託で448万2,000円。28年度では実施計画業務委託で4,946万4,000円。先般、12月の議会で、定例会で3,846万5,000円。12月に来るまでに、5,394万6,000円というのは体育館の設計委託と実施設計に支払ってしまっているんですよ。それで、これがあつたから建物が入り口を変えとかな、場所180度転回したと、でやるというようなことで、まさに私は12月の委員長報告にもこれちょっと尋ねた経緯がありますけどね。市長もそれはメモしたと思ってらんだけども。

他の場所、運動場、ここはここしかだめなんですよと。別な場所であつてこういう、別などごでやるんだば私は何ら質問いたしません。消防審議会に上がってくる。予算が教育関係。部局が全然違って、私いまこれ申しわけないけども、市長とまた見解違うんだけども、私も15年以上議員活動って言えば議員職なってるんだけども、本当この部署の異なった事業というのは私、経験ないんですよ、いままで。合併する前でも。初めてこういうようなことになったんだけども、そういう意味でも私は到底納得いってないんですけども、ただ、これやるためには何て言えばいいのかな、目的のために手段を選ばずと、そういう言葉出すといやな顔するかもわがなんないんだけども、一応そういう意味を添えて私、質問終わります。これ以上尋ねても無理なことだろうから。

それで、一応終わりますけども、1つだけ関係しますのでちょっとこれ、

ちょっとあるんだけど、いまこの建物もいまの地震の関係、ちょっと出てましたね。それで、この平川市地域防災計画、地震災害のこれ、26年3月出してございます。おそらく持ってきてないと思うから。ここの中の一応ページ数出します。10ページの中にあります津軽山地西縁断層帯の中に、これ平川市ってうたっております。それで、それからこれ……。

(「通告外」と呼ぶ者あり)

○15番
(工藤竹雄議員)

ものわかってしゃべってらな。黙ってろよ。何で防災のこれやるか、地震の関係出てきてんじゃないですか、断層帯が。

(「続けてください」と呼ぶ者あり)

○15番
(工藤竹雄議員)

29年の5月の16日付、いわゆる29年の3月にこれ修正している部分あるんです。これの資料の2、1-9-2ってこれ、津軽山地西縁断層帯についての中で、ここにこの南津軽郡平賀町ってこう出てきてるんです。当初は平川市、いま平賀町ってないんですよ。ですから、何かこれ括弧書き入れたほうがいいんじゃないのかって感じするんだけど。例えば最初のこれ、大きいやつね、これ平川市って出てますんで(旧平賀町)とかね。追加修正した分が逆に南津軽郡平賀町ってなっているごで。それに古い図面も入っているんですよ。地図が入ってるんだ。これも昔のままの平賀町ってなってるんで、どうせ修正するならば県でもどこでもいい、みんな修正しないと。いま防災無線は、ほとんど平川って使って防災入ってますから。そういうことをこれ、検討していただきたいということで、質問終わります。

○議長

15番、工藤竹雄議員の一般質問は終了しました。
15時まで休憩いたします。

午後2時43分 休憩

午後3時00分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。
第5席、2番、工藤秀一議員の一般質問を行います。
工藤秀一議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。
工藤秀一議員、質問席へ移動願います。
(工藤秀一議員、質問席へ移動)

○議長

工藤秀一議員の一般質問を許可します。

○2番
(工藤秀一議員)

第5席、議員番号2番、誠心会、工藤秀一であります。本日最後の一般質問になります。

一般質問に入る前に一言、お祝いの言葉を申し上げます。長尾市長、このたびの平川市長選当選、まことにめでとございます。投票率57.26%、得票数は9,954票と、4,468票の大差をつけて見事2期目の当選を果たされました。選挙期間中、2期目の公約として「平川らしさの実現に向けて、7つのまちづくりを推進します。」と掲げられております。長尾市長には、市民の厚い期待と責任を果たすため、公約の実現に向けて手腕を振るわれることを御

期待申し上げます。私も議員として、また市民の代表として、市長及び執行機関に対して常に是々非々の立場で役割をしっかりと果たしてまいりたいと思います。

それでは、通告の順にしたがいまして一般質問をさせていただきます。

大項目の1、始めに長尾市長の7分野29項目の公約について3点質問させていただきます。

①1分野4項目、碓ヶ関小・中学校の改築、改修の推進についてお伺いたします。

4項目の中に、碓ヶ関小学校耐力度調査を29年度実施、平成31年度の碓ヶ関総合支所の解体後、小・中併置校として整備を公約に掲げております。平成30年度、6月から碓ヶ関総合支所公民館移転統合改修工事、平成31年6月から碓ヶ関総合支所解体を予定しております。たけのこマラソン大会実行委員会、碓ヶ関地域活性化協議会の大会及び事業の道具を、公民館、支所の一部をお借りしており、移転を余儀なくされております。保管場所として小学校の校舎、体育館の案があり、耐震はどうか、解体の予定はあるのか、保管場所としてお借りできることができるのか、校舎完成後の予定をお伺いたします。

②2分野1項目、空家、空地への支援制度創設、有効活用の促進についてお伺いたします。

2月16日、議案説明会で新規事業として空家対策事業の一部を説明されましたが、詳しく内容をお伺いたします。(1)老朽危険空家等解体撤去補助金の創設、(2)除去した跡地の固定資産税の減免、(3)空家リフォーム補助金の検討、(1)から(3)について対象者、対象物件の件数、基準、交付の条件、交付金額等の詳細をお示してください。

③7分野2項目、トップアスリートによる指導、育成についてお伺いたします。

昨年、為末 大氏を講師とした陸上教室は多くの参加者があり、反響も高く、継続してもらいたいと思います。市内には、ドーム周辺のほかにも運動施設があり、その施設を利用して各種スポーツ教室も開催できると思われれます。例えば、日本水泳連盟公認プールであるゆうえい館を会場としたトップアスリート水泳教室を開催してはどうかと思います。市長の御見解をお伺いたします。

以上、①から③について御答弁をお願いいたします。

市長、答弁願います。

工藤秀一議員の御質問3点についてお答えをいたします。

碓ヶ関小・中学校の改築、改修の推進につきましては、後ほど教育長より答弁いたしますので、私からは空家等への支援制度について答弁をいたします。

まず、老朽危険空家等解体撤去補助金でございますが、この補助金は、老朽化その他の理由により周囲の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある空家

○議長
○市長
(長尾忠行)

等の解体撤去をみずからが行う所有者等に対して、その費用の一部を補助するものであります。

次に、除却した跡地の固定資産税の減免について御説明いたします。今回の解体撤去補助金を活用して空家等を解体撤去した土地について、税の負担軽減の観点から一定期間、住宅用地の特例と同様の軽減措置を引き続き適用し、固定資産税を軽減するものであります。

最後に、空家リフォーム補助金について御説明いたします。本補助金は、市内空家の活用促進を目的に新たに創設するもので、空家・空地バンクを活用して市内の空家を取得し、リフォーム、いわゆる増築や改修を行う者に対して、その費用の一部を補助するものであります。

それぞれの事業の詳細につきましては、各担当部長より説明をさせます。

次に、トップアスリートによる指導、育成について御答弁申し上げます。

昨年の為末 大氏を講師としたトップアスリート陸上教室は、陸上競技場のオープン記念として開催いたしました。その反響の大きさは私も感じております。子ども議会においても、また開催してほしいとの要望もあつたことから、新年度においても開催したいと考えております。

その他の教室につきましては、担当部長より答弁させます。私からは以上であります。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長、答弁願います。

私から、碓ヶ関小・中学校の改築、改修の推進についてお答えいたします。

碓ヶ関小学校は、今年度実施した耐力度調査の結果からも建て替えが必要であると診断されました。このことを踏まえ、児童が安全・安心に学べる教育環境とするために、老朽化が進んだ碓ヶ関小学校は改築、碓ヶ関中学校は大規模に改修する計画であります。

教育委員会としては、碓ヶ関小学校新校舎完成後、施設の老朽化と安全性の観点から、旧校舎及び旧体育館を解体することとしております。解体時期等につきましては、関係部局と調整しながら進めてまいります。

たけのこマラソン大会は、碓ヶ関地域活性化の重要な事業であることは十分に認識しておりますので、議員御質問の大会実行委員会の道具を保管する場所としての利用については、今後協議してまいります。

○議長
○建設部長
(木村雅博)

建設部長。

私からは、老朽危険空家等解体撤去補助金の内容について御説明いたします。

本補助金の交付対象者は、対象となる空家の所有者又は所有者の相続人もしくは所有者から老朽危険空家等の解体撤去などについて委任を受けた方が対象になります。

対象物件の件数は、平成28年度の実態調査結果から、「老朽化が進み外壁や屋根等の一部に破損があるため、一部修理が必要な建物」と判定された不良度レベル3以上の空家数は116件ありますが、実態調査から時間も経過し、老朽化が進んでいることを考慮しまして、「老朽化は進んでいないが、外壁や屋

根等、一部に修理が必要な建物」と判定された不良度レベル2以上の空家のうち、解体の意向があった26件を想定しています。

対象となる空家は、空家法に基づく特定空家、平川市特定空家等判断基準に定める不良度の判定結果が50点以上の老朽危険空家、そして老朽化または台風、地震などの自然災害によって倒壊した空家、以上の老朽危険空家等を対象としています。

主な要件としましては、入札参加資格者名簿に登録されている、市内に本店がある解体工事の有資格者が解体撤去など工事を行い、原則更地にする工事を行う必要があります。補助金額は解体撤去工事費の2分の1以内で、50万円を上限としています。以上です。

○議長

○企画財政部長
(須藤秀人)

企画財政部長。

私からは除却した跡地の固定資産税について、それから、空家リフォーム補助金の内容について補足答弁いたします。

まず、除却、いわゆる解体撤去のことです。解体撤去した跡地の固定資産税の減免についてです。

住宅用の敷地となっている土地につきましては、固定資産税が軽減される制度がございます。これを住宅用地に対する課税標準の特例、いわゆる住宅用地の特例と申します。これは通常、空家も含めまして住宅用に供されている家屋を解体撤去し、更地となった場合には、その特例が適用されません。解体撤去した翌年度以降からは、固定資産税が高くなるという場合がございます。これが、老朽危険空家等の除却対策を進めるうえで一つの阻害要因となっているものでございます。

このため、今回のこの補助事業を活用いたしまして、空家等を解体撤去した土地について解体撤去後の3年間、住宅用地の特例と同様の軽減措置を引き続き適用して固定資産税を軽減するというものでございます。

対象者は、解体撤去補助金を活用して解体撤去した方ございまして、その対象の件数は、先ほど建設部長から答弁ありましたように、レベル2以上の物件で解体意向を示している先ほど言いました想定件数26件。このうち、住宅用地の特例が適用されているのが21件ですので、この21件を想定しております。

続きまして、空家リフォーム補助金の内容について御説明いたします。

空家・空地バンクは所有者と利用希望者のマッチングを図る仕組みで、平成30年5月から、弘前圏域定住自立圏域において広域での運用開始を予定しております。

本補助金の交付対象者は、このバンクを活用して取得した市内の空家をリフォームし、同時に市に住民登録する方としております。対象となる空家の数につきましては、平成28年度に行いました実態調査において売却を希望する物件が110件ありましたので、この内数となることを想定しております。また、補助金額はリフォーム工事費の2分の1以内、30万円を上限としております。以上です。

○議長
○教育委員会事務局長
(大湯幸男)

教育委員会事務局長。

私からは、各教室の状況についてお答えいたします。

まず、東北楽天球団の元プロ野球選手によります小・中学生対象の野球教室を、ひらかドームと尾上野球場においてそれぞれ年1回、平成21年度より継続して実施しております。

また、昨年7月、日本女子ソフトボール1部リーグ日立サンディーバによる中学生を対象としたソフトボール教室を開催しており、実業団女子ソフトボールチームによる教室はここ3年ほど継続して実施しております。今月18日には、元女子ソフトボール日本代表監督の齋藤春香氏と北京オリンピック金メダリストの選手を講師に招き、ソフトボール教室を開催いたします。

さらに、平成28年度の事業であります。たけのこマラソン大会にゲストランナーとして世界陸上銀メダリストを招いて実施いたしました。

「スポーツで元気」なまちづくりを目指すためには、トップアスリートによる各種教室の開催を通して各競技の底辺拡大や選手の育成強化を図ることは重要と考えております。今後、議員御提案のゆうえい館を会場とした水泳教室を含め、さまざまな競技において、トップアスリートに触れ合える機会を増やしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長
○2番
(工藤秀一議員)

工藤秀一議員。

どうもありがとうございます。①の碓ヶ関小・中学校の改築、改修の推進については、再質問はありません。道具の保管場所に困っていると相談を受けております。旧保育園の施設の案もあるようですので、相談に応じていただけるようお願いいたします。

②の空家、空地への支援制度創設、有効活用の促進について再質問をさせていただきます。

不良度レベル3以上は116件、レベル2以上で解体の意向があった26件を想定しておられますが、解体撤去工事費の2分の1、50万円の補助金で26件であれば1,300万円になります。50万円の補助金が出るのであれば、解体したい方が増えることも考えられます。市の予算550万円では予算が少ないと思われませんが、市の考えを詳しくお示してください。

○議長
○建設部長
(木村雅博)

建設部長。

空家等対策事業の550万円ですが、内訳は老朽危険空家等解体撤去補助金が400万円、空家リフォーム支援事業補助金が150万円となっております。

解体撤去補助金についてであります。本補助金の交付により老朽危険空家等の解体撤去を促進するねらいがございます。そして、その効果をより高めるため、補助金を3年間に限定して実施する予定でございます。

当初予算額につきましては、想定される26件を3年間で按分したもので、8件分を予算計上したところでございますが、これを超える申請があった場合には、危険な状態を回避し市民の安全・安心な生活環境を守るためにも、補正予算を計上して対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長

工藤秀一議員。

- 2番
(工藤秀一議員)
- 議長
- 建設部長
(木村雅博)
- 議長
- 2番
(工藤秀一議員)
- 議長
- 建設部長
(木村雅博)
- 議長
- 2番
(工藤秀一議員)
- 議長
- 企画財政部長
(須藤秀人)
- 議長
- 2番
(工藤秀一議員)
- 議長
- 企画財政部長
(須藤秀人)
- 次に、再質問をさせていただきます。解体撤去補助金50万円についてお伺いいたします。国、県、市の負担割合をお示してください。
- 建設部長。
- 負担割合ですが、特定空家に対する解体撤去につきましては、補助事業でないことから国・県の負担はありませんが、特別交付税により2分の1が措置されますので、実質、市の負担は補助金額の2分の1となります。以上です。
- 工藤秀一議員。
- 次に、交付の条件についてお伺いいたします。税金の滞納がある場合はどうなのか、所有者、管理者が市外地の方でも交付の対象になるのかお示してください。
- 建設部長。
- 市税の滞納がある方は、補助金の交付対象とはいたしません。また、市内にある老朽危険空家等を所有又は管理している方であれば、所有者または管理者が市外に居住している場合も対象といたします。以上です。
- 工藤秀一議員。
- 次に、解体した跡地の固定資産税の減免についてお伺いいたします。住宅用地の特例の内容をお示してください。
- 企画財政部長。
- お尋ねの住宅用地の特例の内容について、もう少し詳しく説明させていただきます。
- まず、土地にかかる固定資産税の算出方法ですが、土地の評価額をもとに計算されるいわゆる課税標準額、これに税率掛けて税金算定するんですけど、そのもとの課税標準額に、固定資産税の場合であれば税率の1.4%を掛けて税額が算出されます。
- このように課税標準額によって税額が算出されますけども、御質問の住宅用地の特例は、この課税標準額を土地の面積に応じて軽減するというものでございます。具体的に申し上げますと、まず、その土地の面積が200平方メートル以下の場合、評価額の6分の1が課税標準額になります。また、土地の面積が200平方メートルを超える場合、この場合は200平方メートル相当部分の評価額を6分の1とし、200平方メートルを超えた残りの評価額については3分の1として、それぞれ合算した額が課税標準額となります。
- このように住宅用地の特例というのは、課税標準が低く抑えられる結果、土地にかかる固定資産税額を軽減する制度でございます。以上です。
- 工藤秀一議員。
- 次に、空家リフォーム支援事業補助金は空家バンクの登録が条件とのことですが、空家バンクへの登録は何件見込んでいるのかお示してください。
- 企画財政部長。
- 空家バンクの登録見込件数ということでございますけれども、まず、リフォームの支援事業補助金の対象となるバンク登録件数は40件程度と見込んで

- 議長
- 2番
(工藤秀一議員)

おります。平成28年度実施されました実態調査において、売却希望の意思表示があった110件のうち、不良度レベルゼロと判定された物件が44件ございました。これらの大半が順次、バンクに登録されることを想定しておりますが、バンクへの登録は所有者などからの申請を前提としていることから、事業の周知に努めてまいりたいと考えております。以上です。

工藤秀一議員。

どうもありがとうございます。

私は、市民から空家相談が一番多いと感じております。市の実態意向調査によると、管理者では「だれも管理していない」21.3%、管理者で困っていることでは「距離が遠い」28.2%、「手間が大変」24.1%、「身体的・年齢的な問題」17.7%、今後の活用は「売却したい」39.1%、「解体したい」13.5%、「現状のまま」が10.7%、困っていることでは「どうしたらよいかかわからない」17.3%、「解体費用が困難」14.9%、「貸借、売買したい」が14.9%となっております。老朽危険空家補助金を3年間に限定し年間8件、3年間で26件、残りの空家が90件であります。空家バンクへの登録された方には、金融機関による空家ローンのサポートがあります。解体したいが費用が困難な方には、金融機関の空家ローンのサポートが必要と思われれます。ぜひ検討していただくようお願いいたします。

次に、固定資産税の軽減についてですが、空家を解体した場合には固定資産税が6倍になるため、建物がそのままの状態になっていることが増加の原因となっていると思われれます。平成28年度税制改革により、市区町村に特定空家と認められ勧告を受けた場合には、特例が解除されることになっております。当市では、補助金を活用して解体した方には特例が適用されますが、自費で解体された方には特例が適用されないこととなります。空家の解体に阻害とならないよう、自費で解体された方にも固定資産税の軽減すべきと思われれます。検討していただくようお願いいたします。

次に、空家バンクへの登録についてです。売却希望が110件、バンク登録見込みが40件ですので残り70件であります。リフォーム支援補助金を利用しなければ売却が難しくなると思われれます。残りの70件に対してもバンク登録を進めるべきと思われれます。検討していただくようお願いいたします。

次に、補助金を受けられない方についてです。補助金を受けられない空家をそのまま放置されますと、老朽化が一気に進みます。特に、よく雪による被害、倒壊、落雪による人的被害の可能性が考えられます。山形県では、雪対策交付金を創設し、市町村による空家の雪下ろしの費用を補助されております。当市としても、県交付金による雪下ろし等の支援を県にお願いしていただきたいと思います。

次に、解体した跡地の活用についてです。秋田県大館市では、所有者から土地・建物の寄附を受けた場合、市が公園や雪捨て場に活用することを前提に解体費を負担する制度を策定し、町内会が雪捨て場、広場として活用しております。私は以前の一般質問で、解体された跡地を雪捨て場に活用できる

支援策を提案いたしました。当市でも高齢化が進み、雪捨て場が遠くて困るとの声が多く聞かれます。解体された跡地を雪捨て場に活用できる対策を検討していただきたいと思います。

最後に、市長の公約に空家、空地への支援制度創設による空家減少を期待しましたが、市の説明では空家の減少は半分にも満たないものであります。市長の任期期間中には50%以上の空家減少の実現を御期待いたします。

トップアスリートについては再質問はありません。以上で、市長の公約について質問を終わります。

次に、大項目2の機能別消防団員についてお伺いいたします。

私は1年前、3月に一般質問で、消防団員の減少、サラリーマン化が進んでいる現状から、日中の火災に対応できなくなるおそれがあることから、機能別消防団員の制度設置を検討していただくようお願いいたしました。

その時の総務部長の御答弁では、「機能別消防団の設置については、可能性があるのか、その仕組みを市役所の中で検討し、可能性があるのであれば設立、支援してまいりたい。」と御答弁されておりますが、検討をした内容と結果をお示しください。御答弁をお願いいたします。

市長、答弁願います。

機能別消防団員についての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、本市の消防団員におけるサラリーマンの割合は約6割と半数を超える状況から、日中の火災や災害時において団員が不足する事態となることが懸念されております。

議員御提案の機能別消防団員制度とは、地域の実情に即した制度設計ができるため、特定の消防団活動において消防団OB等に参加していただくことを可能としており、総務省消防庁が自治体に沿った制度運用を推奨するものであります。

この制度創設を検討するに当たり、これまでの消防団による後方支援活動の対応状況について、消防団幹部及び消防本部平川消防署に確認いたしました。その結果、後方支援活動に支障を来した事態はありませんでしたが、人員不足から、出動まで時間を要した事案は実際にあったことが確認されております。また、消防団幹部より、日中の消防力を消防団OB等により補完できる本制度があれば、とてもありがたく心強いといった意見も伺っており、若年層の加入促進にも有効に働くことが期待できるものと考えているところであります。

今後は、各地域の現状を考慮しながら、本市の実情に即した制度設計について検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

工藤秀一議員。

機能別消防団員については、昨年ある分団長から相談がありましたが、分団長が替わり、新分団長からも今年相談を受けております。団員の定員は25名で、7名が欠員であります。団員18名中14名がサラリーマンで市外に勤務

○議長
○市長
(長尾忠行)

○議長
○2番
(工藤秀一議員)

され、日中は4名の団員での消防団活動を余儀なくされております。誤報ではありましたが、昨年10月3日朝8時4分、建物火災が発生し4名中2名の団員で出動されております。ほか2名の団員は個々の事情により出動できなかったとのことであります。当市のサラリーマン化は平成27年は61.8%、平成28年は62.2%であります。相談に来られた分団では72%がサラリーマンであります。

この現状から、日中の人員に困窮する分団に団員を補充するため、機能別消防団員の設置が必要不可欠であります。地域の安全・安心のため、水害、大地震など大規模災害に対応できるよう、各分団ごとの実情に合った対応をよろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

2番、工藤秀一議員の一般質問は終了いたしました。

以上で、本日の日程は終了しました。

次の本会議は、12日、午前10時開議といたします。

本日は、これをもって散会いたします。

○議長

午後3時35分 散会